2
69

新撰渡米者必携

上陸檢査事項詳解

秋吉辰次郎著

在シアトル帝國領事田中都吉君序
華州日本人會々長高橋徹夫君序

宮川兄弟商會
北米合衆國ワシントン州シヤトル市
販賣廉價
壹式雜誌
籍書
賣藥
料食
雜貨
茶
精
商人
輸道
M
Pho.
Ind.
4854
MIYAGAWA BRO'S CO.
621 Main Stpeet Seattle Washington
U. S. A.

明治四十一年六月撮影シアトル市

日米共信社藏版

四十一年六月撮影シアトル市全景

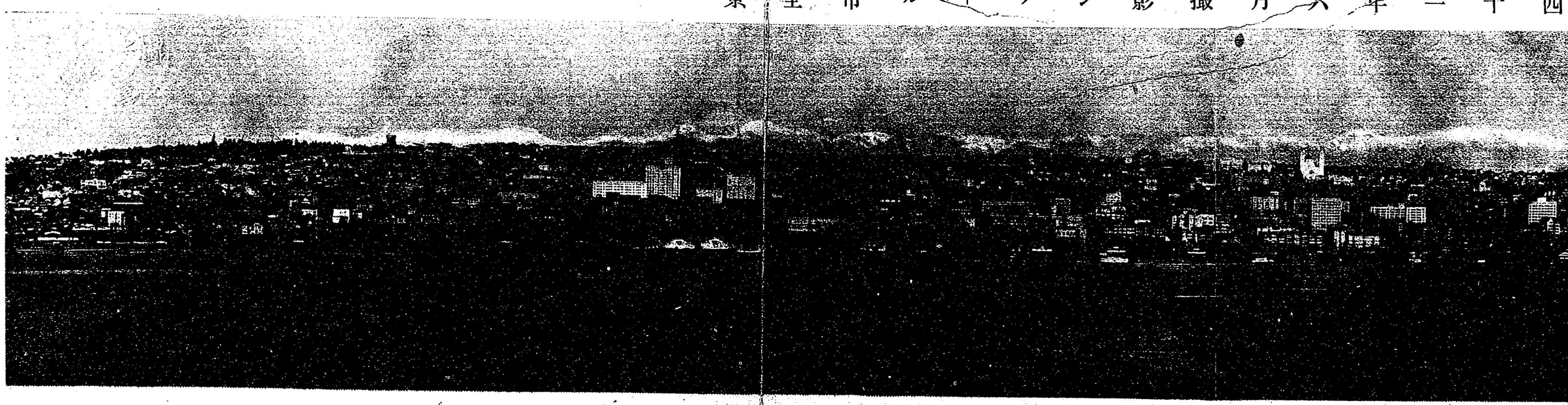

日米共信社藏版

25-69

我友秋吉君一日其新著『渡米者必携』ノ原稿ヲ齎ラシ余ニ序文ヲ求メ之ヲ繙讀スルニ記述頗ル簡明且適切渡米者ノ爲ニ好個ノ指針タルヲ覺ユ蓋シ同君ハ久シク米國ニ在留シ能ク其國情ヲ詳ニスルノミナラズ屢々移民官憲ト相接シ法規適用ノ實狀ヲ知悉ネルヲ以テ其說ク所自ラ一知半解ノ徒ト撰ヲ異ニスルハ良ニ故アルナリ余ハ此書ヲ渡米希望者諸氏ニ推擧スルニ躊躇セザルナリ

明治四十一年六月下浣

田中都吉

明治 41 6 17 内交

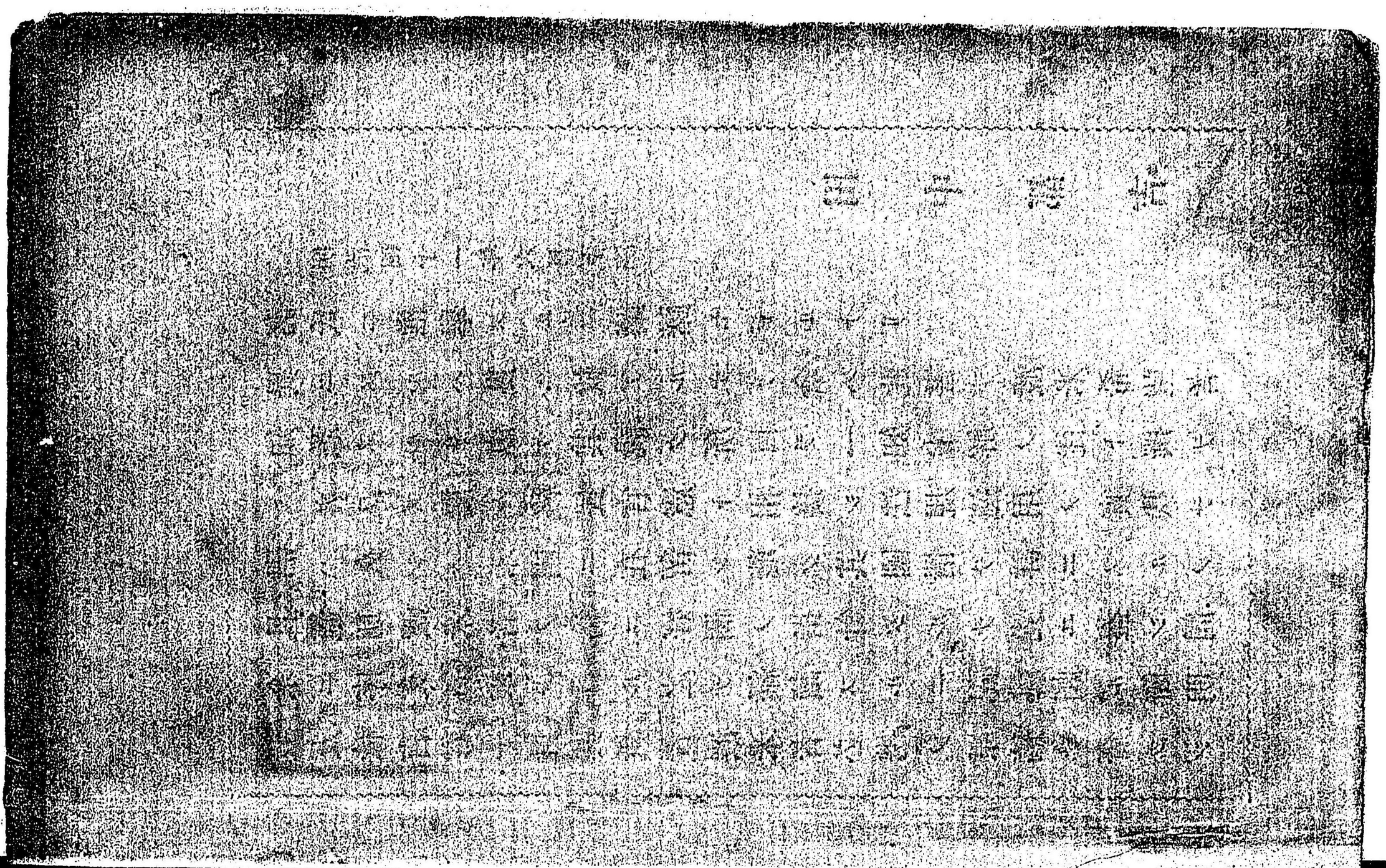

シアトル港大北鐵道會社棧橋（日本波止場）

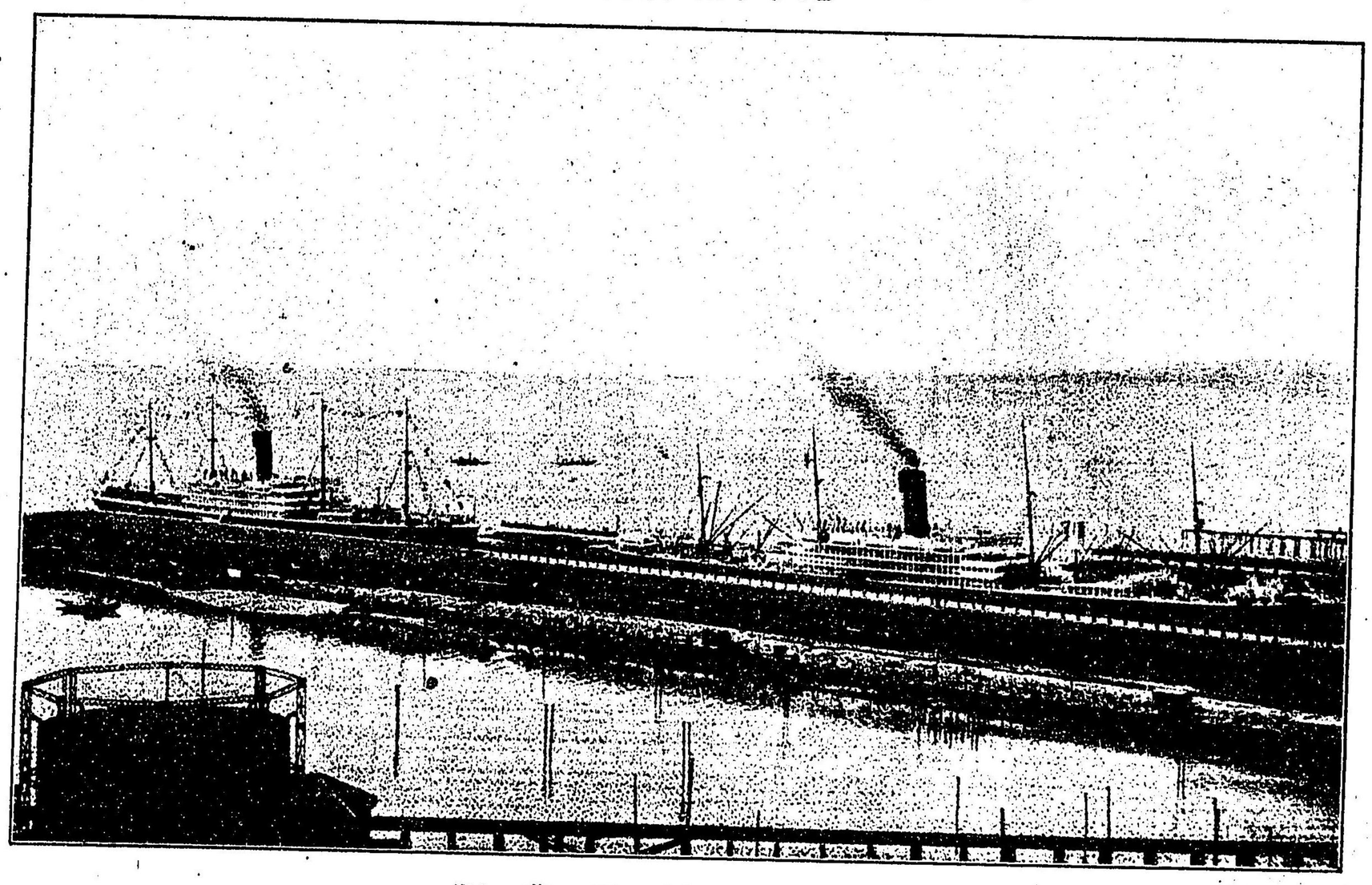

日米共信社藏版

序文

征清討露の二役は我國をして膨脹的氣運を自覺せしめて大に海外思想を喚起し今や大和民族の海外發展は頗る顯著なるものあり而して近年渡米者の增加著しきは是れ膨脹的國民自然の趨勢なりと謂ふべし然るに渡米者上陸の際移民官の檢査訊問は委曲にして繁鎖一たび其應答を過るあらば直ちに上陸を拒絶せられて送還の不幸に陷るもの往々然り入國資格を具備する者と雖も亦た奈何ともすること能はざるなり夫れ故國の山川に背き父母昆弟を辭し四千浬の波濤を凌ぎて遠く北米の地に渡來する者誰か壯圖の勃々たるものなからむや而かも未だ米國の地を踏まず一言の過失一句の錯誤により空しく壯圖を摧して送還の悲運に遭ひ徒らに暗涙を埠頭の波に濺ぐが如きは豈人生の慘事にあらずや秋吉辰次郎氏痛く之を憂ふるあり頃日『渡米者

必携』を草し具さに移民官憲の檢問事項を詳說し且つ加ふるに上陸拒絶に際し訴願の手續、移民規則、關稅々率、婚姻離婚條例其他有要なる法規律令を以てす氏は在米多年或は移民官憲の通譯となり或は拒絶送還者の訴願代辯となり深く事情に精通せるを以て其の說述恐く實際に出で架空に陷らず其指教丁寧又た詳密渡米者此書を一讀せば容易に上陸の難關を通過し得るのみならず上陸後と雖も居住營業上稗益する所尠少にあらざるべし具に渡米者必携の名に背かずと謂ふべし之れを序とす

明治四十一年七月

ワシントン州日本人會長　高橋徹夫誌

所置留及局民移港ルトアシ

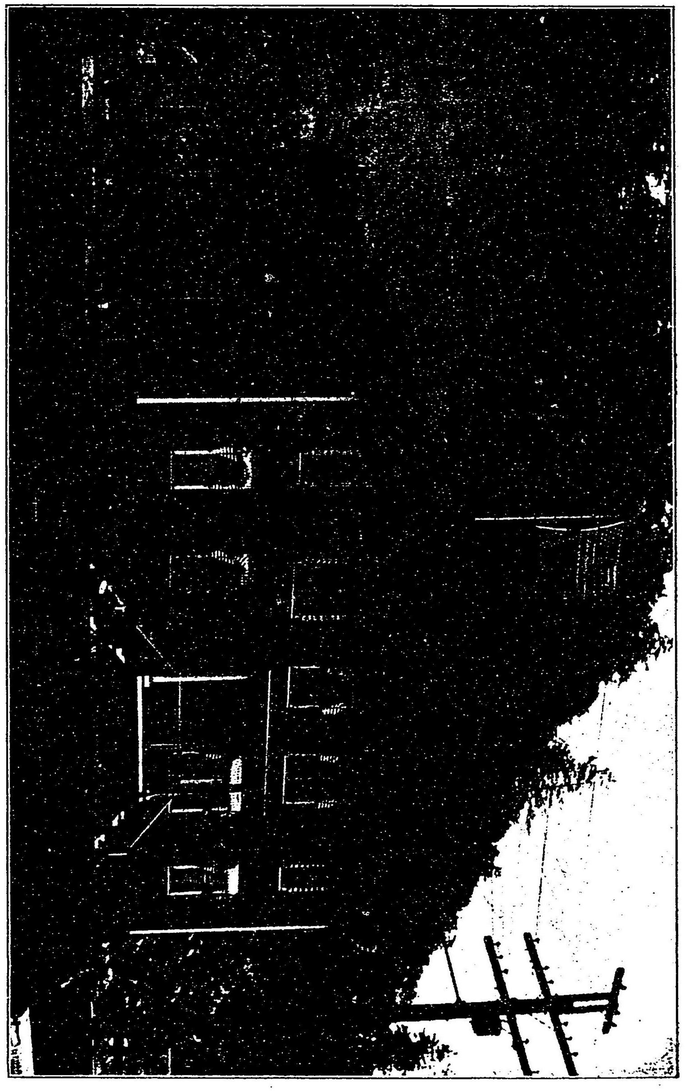

版藏社信共米日

在シアトル合衆國移民局長局民移民官及通譯官以下

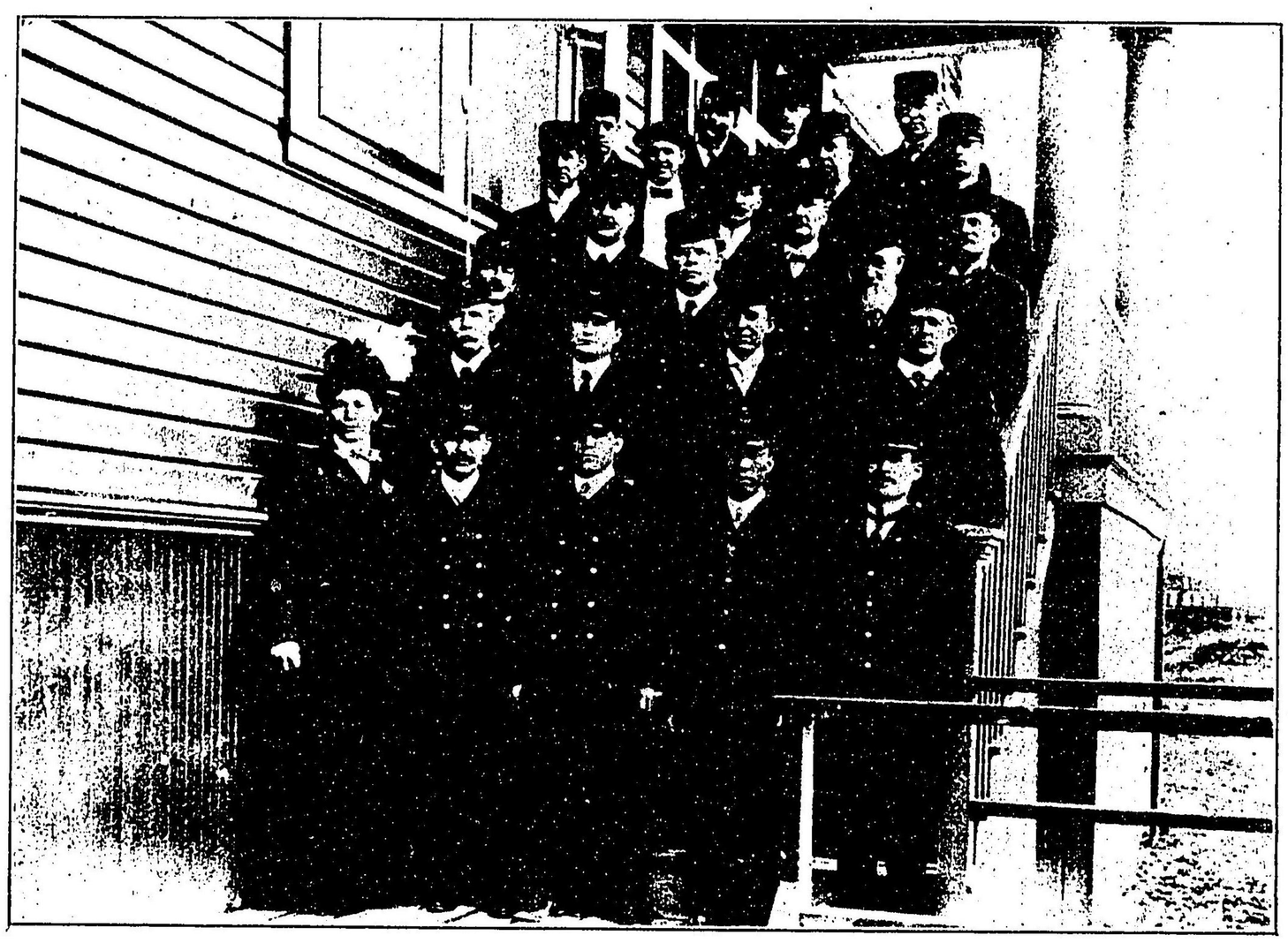

日米共信社藏版

自序

一、近時我帝國政府は合衆國出稼移民の數を著しく制限し加ふるに合衆國政府は外國人の入國檢査を益々嚴密にせんとするの傾向あり否傾向のみならず既に明治四十一年六月十一日入港の丹後丸便より移民の上陸審問に速記者を附し其問答を細大となく記述して言質を取る事とはなれり斯くの如きは曾て合衆國移民官の上陸檢査に前例なきところなり

一、辛じて帝國政府の旅券を得更に幾多の難關を通過し四千餘哩の遠洋を航し北米の大陸を眼前に見ながら懇々たる言辭の差より上陸難に陷る者或は送還の不幸に遭遇する者の數枚擧に遑あらざるは心ある者の齊しく痛心措く能はざる所なり抑々如斯不幸の結果

を來たす最大原因の一は渡米者が合衆國移民規則と其適用法を知らざるに職由せずんば非ざるなり

一、本書の著者屢々合衆國移民官の依囑を受け移民上陸檢査に通譯の勞をとり稍々其事情を詳かにす然るに今や事の益々急にして一日も忽諸に附す可らざる者あるを觀取し而して自己の淺學菲才を顧みる遑なく敢て本書を公にする所以のものは一に我同胞渡米者の上陸難を芟除せんとするの微意のみ文字の修飾の如きは著者の介意せざる所なり

一、本書は合衆國移民規則を經とし其實地適用を緯とし加ふるに著者の實驗を以てしたるものなり故に克く本書を通讀して移民規則と其適用法を理解し而して移民上陸檢査に臨まんか蓋し其實移民規則違犯者に非ざる限りは一人として上陸審問の結果入國を拒絶せられ送還の不幸に遭ふ者あらざるべし

一、本書はシアトル市が著者の居住地なると我同胞入國者の最大多數を占むるとの故を以てシアトル港を中心として記述したれども齊しく合衆國中央政府直轄の下に同一の方針を以て入國檢査を施行するタコマ、ポートランド及び桑港に上陸せんとする者に取りても本書は慥に最良無比の指南者たるに背かざるべし

一、法律命令と其適用は歲月の推移するに從つて改廢せらるべく萬代不易のものに非ず著者は常にこゝに留意し必要に應じて迅速に訂正し增補し改版し而して本書をして我同胞渡米者の最も忠實なる相談對手たらしめん事を期す

一、在シアトル帝國領事田中都吉氏を始め敬愛する先業諸氏が本書の著作出版に關し深厚なる同情と有益なる補助を與へられしを謹

んで感謝すると同時に更に大方識者が本書中の錯誤と遺漏を指摘せらるゝに吝なるなくむば幸に改版するに從つて完璧に近づくに至らむ

明治四十一年七月

在北米合衆國シアトル市

秋吉辰次郎識

目次

總說……一頁
上陸檢査の場所……六
醫官の健康診斷……一一
受檢者心得……一四
入國檢査標準……一七
上陸審問事項　第一……二一
上陸審問事項　第二……二五
檢査事項詳說……三〇
一　姓名……三〇
二　年齡……三〇

三　婚姻の有無……二〇
四　職業……三一
五　國籍……三二
六　前住所……三三
七　目的地……三四
八　渡米の目的……三四
イ　學生……三五
ロ　農夫……三八
ハ　商人……四〇
ニ　寫眞結婚者……四一
ホ　夫呼寄の妻……四三
ヘ　父母呼寄の小兒……四四
ト　合衆國經由の旅人……四五
九　聯絡切符の有無……四七
十　運賃支辨者……四九
十一　所持金額……五一
十二　親戚知友の有無……五三
十三　再渡米……五五
十四　刑罰の有無……五六
十五　公費救助の有無……五七
十六　契約勞働……五八
抑留者……六〇
檢査合格者……六一
特別審問……六三

再審問……六四
上告……六五
嘆願……六七
留置所……六九
送還……七二
僞證罪……七三
旅宿の撰擇……七六
合衆國移民規則摘要……七九

附錄　第一

現行日米條約……九三
（通商航海條約）

合衆國關稅々率……一一三
合衆國郵便條令摘要……一一九
日米間小包郵便取扱規則摘要……一二二
日米間ウェルス、ファゴー通運會社小荷物遞送規定……一二五
日米間大北通運會社小包遞送料……一二八
華州婚姻及離婚條令摘要……一二九
合衆國々祭日……一三二

附錄　第二

徵兵令に關する注意……一三五
其一　徵兵猶豫に關する規定……一三五
其二　在外國兵籍者に關する規定……一三八

目次終

目次

領事館諸願届書式……一四三

在米各領事館及其管轄區域……一六〇

注意

明治四十一年六月十一日シアトル入港の丹後丸便より日本人に對する合衆國移民官の上陸檢査稍々複雜煩鎖に流るとの飛報一度世上に流布するや我同胞にして海の内と外に在るを問はず苟も渡米者に多少利害の關係を有する者之を憂懼せざるはなし然りと雖も其檢査の目的と方針に至りては毫も從來と異なる所あるを見ずその之れあるは唯だ其方法の上にあり即ち從來單に一回の審問を以て上陸を許可せしに反し之を二分して第一審及び第二審となし第二審に於ては本書に說明せると同一の事項を同一の方針を以て訊問し速記者をして之れを速記せしむるに在るのみ新渡米者諸君幸に心を安んじて可なり

明治四十一年七月

著者誌す

FUJII HOTEL

C. FUJII, Prop.

PHONE INDEPENDENT 1304

423 Maynard Ave.,

SEATTLE WASHINGTON,

藤井ホテル

濠洲汽船切符販賣

勞働口周旋並ニ受負

移民に關する訴訟事件の手續

シアトル市メーナード街四貳參

館主 藤井長次郎

電話一三〇四

新撰

渡米者必携

總說

上陸檢査事項詳解

秋吉辰次郎著

去る明治三十九年十一月太平洋沿岸南部カリフォルニヤ州サンフラ
ンシスコ市に在る我同胞の小學兒童白人小學校より隔離せられて特
に東洋人の爲めに設立せられし校舍に移されしを事の發端として同
胞の經營に係る西洋料理店白人暴徒の爲めに襲撃せらるゝあり或は
加州在留同胞の土地所有權を剝奪且ツ各種契約の効力を短年月に制
限し以て我同胞をして驥足を伸ばす能はざらしめんとするが如き議

峯の加州々會に提出せらるゝあり之に加ふるに合衆國太統領ルーズヴェルトは明治四十年三月十四日を以て布哇、加奈太、メクシコ及び其他の隣邦屬地より我同胞の合衆國本土に轉航するを嚴禁するあり更に相互勞働者入國禁止問題は端なくも日米兩國間に協定せられんとするの風說あり萬一之れが事實となりて世に表はれんか太平洋沿岸に在留する我同胞の發展上直接間接之れが爲めに蒙むる影響の大なるものあるより華州日本人會及び加州聯合協議會は各々一名の事局問題陳情委員をワシントン首府に派遣し具さに太平洋沿岸在留同胞の現狀を開陳して時の駐米帝國大使青木子爵並に合衆國大統領ルーズヴェルトに移航問題、歸化權問題及び日米相互勞働者入國禁止問題に關して懇請する所ありしも不幸にして滿足なる解決を見る能はざりしより遂に華州日本人會は山岡音高氏を合衆國西北部諸州に在留する同胞の代表者として故國に派遣し本國政府の當局者を始め在野の識者に訴へて之れが解決を見んとしつゝに當り亦もや加州バークレーに於ては我同胞所有の野菜花卉栽培用の暖室を白人の爲めに擊破せらるゝあり桑港市に於ては同胞の洋食店と湯浴場とは又々白人の爲めに襲擊せらるゝあり我國開國以來最惠國として最も親交甚からざりし日米兩國間の天空に不吉にも暗憺たる黑雲の翳すものありしは歎きても猶ほ餘りある事どもなり然りと雖も是れ一時の陰雲のみ驟雨のみ忽ち晴れて亦天日の皦々たるあり、

回顧すれば西曆一千八百八十八年合衆國が支那人入國禁止法案を通過し之を發布し實施してより二十年後の今日猶ほ現行法として勵行せられつゝあり其が主唱者を問へば加州人士なりしなり而して二十年後の今日是を我同胞大和民族に適用して吾人の頭上に一大打擊を

加へむと欲しつる張本人も亦た加州人士なり嗚呼歷史は繰返すものなるかな、

一度びキャリフォルニヤ州に如上の風雲を捲起したりとの飛報故國に達するや我同胞にして太平洋を横ぎり北米の地に到る者多くは南方線を取らず北方線に由りて英領ヴァンクーヴァー若くは合衆國ワシントン州シアトル港に上陸する者頓に增加し其數全渡米者の十の九强となるに至れり茲を以て勢ひ太平洋沿岸北部の諸港は我同胞の入り來る樞要なる關門とはなりしなり然るに明治四十一年三月上旬に至り東洋諸港より合衆國に入國せんとする船客にして英領ヴクトリアに上陸して直ちに合衆國に入ることの頗る困難となりしより合衆國に入國せんとする者の十中八九は南北の兩港を避けて其間に位するシアトル港に上陸するこゝはなりぬ從つて我同胞に取りては今やシアトル港は太平洋沿岸唯一の關門なるかの如き盛況を呈するに至れり、

然り而して我が同胞新渡米者にして合衆國新移民條令と其規則を詳かにする者少なく其適用の如何に至りては絶へて之れを知る者なく徒らに上陸難を怖れて移民官の上陸審問に事實にも非ざる虛僞の申立をなし爲めに當該官吏の胸臆に疑惑の念を涌起せしめ而して單純なるべき審問をして益々複雜ならしめ容易なるべき尋問をして愈々困難ならしめ果ては上陸檢査に直接何等の關係なく曾て夢想だもせざりし枝葉末節に亘れる尋問を連發して逐窮せらるゝに至り從つて逐窮せらるれば從つて益々曖昧模糊の答辯を爲し上陸をして愈々益々困難ならしむるものなきに非ず、

近時に至り合衆國移民條令の細則とも云ふべき規則の適用益々嚴重

に勵行せらるゝに至り上陸難に陷る者の數漸く多きを加へんとするの傾向あり是れ畢竟我が同胞渡來者の合衆國移民規則に闇く其適用の如何を知らざるに職由せずむば非ず從來我同胞に米國の事情を紹介し併せて渡米者の好伴侶たるべき刊行書の數實に指を屈するに違あらずと雖も合衆國新移民規則の內容と其適用の如何を詳かに說明したるものあるを聞かず茲を以て敢て完璧と云ふ能はざるも此一小冊子聊か以て現時の缺漏を補ふに足るものあらん苟も我同胞にして遠大の志望を懷き數千哩の海洋を航して北米の天地に來らんとする者以下詳說する所を熟讀反覆せば幾分が上陸難を減殺するに足るものあらん。

上陸檢查の場所

東洋諸國と合衆國との間を航海する客船中北方線に由りてシアトル若くはタコマ市に到る各汽船のうち大北汽船會社の所有船ミヂソタ號とボストン汽船會社の所有に係る各汽船は英領ヴヰクトリアに寄港せず前者はシアトル港に直進し後者はタコマ市に直行す之れに反して日本郵船會社所有の各汽船はウヰクトリアに寄港して船客の上陸と荷物の陸揚を了へて而してシアトルに入港するの慣例なるが故に乘客と荷物の多少に依りヴヰクトリアには單に數時間碇泊する事あり或は一泊する事あり而してシアトル若くはタコマに入港すべき總べてこの客船はシアトル港を距る數十哩の地點に在るポート、タウンセンド港に瞬時停船して合衆國政府の檢疫醫官壹名と移民官壹名若くは貳名を乘船せしむ乘船を終れば船は再び進行を始む進行始まれば醫官は先づ一、二等船客より順次健康診斷に着手す萬一船客若くは船員

中に天然痘の如き怖るべき傳染病者を發見する時は
ウヰリアムス、ヘッド(Williams Head)の檢疫所(Quarantine Station)に停船
を命じて船客船員を始め荷物より船室に至るまで總ての物を消毒せ
しむるも如斯は極めて稀に起る不時の出來事に過きす、通例醫官の
健康診斷終れば了りし舶客より移民官は成規の如く上陸檢査を行ふ
其檢査は左程煩雜にも非ざれば船のシアトル或はタコマ等各々其目
的港に到着する迄には悉皆其手續を終へて船の棧橋に着すれば例令
夜でも夜中でも己が思ふ儘に自由に上陸する事を得べし、然りと雖
も三等船客に至りては一、二等船客と大に其趣を異にす則ち若しポ
ート、タウンセンドと其目的港との間の航海が晝間なれば船の進行
中健康診斷を悉皆終る事なきに非ざれども健康診斷中に於ては眼檢
が其主要なるものなるが故に若しポート、タウンセンドと其目的港

間の航海が夜間なれば三等船客の健康診斷は着港の翌朝を以て之れ
を施行せらる、事あり其順序より云へば醫官の健康診斷が其第一に
して移民官の上陸檢査は之に次で施さるべきものなり。
若し濠船が夜間目的港に入港すれば檢査は其翌朝の九時以後に開始
せらるべく若し午后遲く入港すれば四時若しくは四時半迄檢査を施
し而して檢査の上許可せられし者は上陸し得べく其殘餘の人々は其
翌日に至り檢査を施さるべし、
若し東洋より定期の客船が入港すれば即時數名の移民官は通譯を伴
ふて乘船し而して其船の一室に於て檢査に着手す其檢査は船客の多
少に依りて異なるも概ね三人の移民官は船長若しくは事務長より差
出したる船客人名簿に依り其表の順序に從つて取調べを執行するを
慣例とす其三人の移民官は各自獨立の權能を以て取調ぶべきものに

して同一の船客が三ケ所に於て三人の異なる移民官の審問を受くべきに非らず故に同一の方針を以て同一の事項を審問するにもせよ移民官の異なるに從つて實地取調をなす上に多少其手加減を異にし寛嚴の度を異にする所なきにしもあらざれど其審問たるや極めて公平無私にして些しも怨嗟の聲を發すべき點あるを發見する能はず極めて簡約明瞭なる答辯を爲すものに要する審問の時間は僅々二三分時にして了るの例少からざれば移民官の審問は頗る單純にして容易なりと謂ふを得べし、然りと雖も其答辯中曖昧糢糊の言辭あらんか只だ一人の審問に二十分、三十分時を費やして猶且つ終らざるが如き事あるのみか更に口供書(Affidavit)さゑも徵せらるゝ事あり、從來の例によれば口供書を徵せられたる者にして首尾能く移民官の上陸檢査に合格したるもの絶無と云ふも敢て過言に非らず、若し強ひて其口供書中に記載し調印したる事項を否定して更に再び有利なる申立を主張せむか僞證罪(Pujury)に問はれ而して單に入國を拒絶せらるゝに止まらず更に縲紲の辱を蒙らざるべからざるに至るが故に上陸檢査を執行する其船内の一室は寃も渡米者に取つては利害と成敗の骰たゝ關が原なり、苟も遠大の壯圖を懷ひて四千餘哩の太平洋を無難に橫斷し而して最後の難關たる移民官の上陸檢査に臨むに先ち合衆國移民規則と其適用とを熟讀反誦し而して如何なる條件が入國の障碍となるべきかを會得して臆めず怖れず泰然自若として其場に臨むを最も肝要とす。

醫官の健康診斷

合衆國政府の直接任命したる醫官は外國より入港したる總べての船

員及び船客に健康診斷を施すを以て其任務とす而して醫官が船客に對して施す診斷は主として花柳病の如きトラホームの如き怖るべき蔓延傳染症の疾患を始め白痴者、發狂者、癲癇病及び體質軟弱にして獨立の生計を營む能はずして遂に公費の救助を仰がざるべからざるに至るべき者を發見するに在りと雖も醫官の診斷に依り送還の不幸に遭遇する疾病の種類は十中の十、トラホームにして其他の種類の疾患の故を以て入國を拒絶せられし例は蓋し稀なり、

さて如何なる方法に依りて眼檢は施行せらるべきかと云へば船員の指揮の許に船客一同甲板上に整列して一人、一人順次同じ甲板上の一方に席を搆へたる醫官の前に至りて診斷を受け而して無難に檢査を通過したる者と再診を必要として抑留せらるべき者とを嚴重に區別して船員の監督に依り彼と此と決して混せざらしむ然れども再診の必要ありと認められ留置所に抑留せられたるは悉くトラホームと決定し送還せらるゝに非ず眞正のトラホームに非らずして單に燃衝に止まることの明かになれば即時醫官より其旨移民長官に報告して更に入國檢査は施さるべし、

明治四十一年二月までは其船客の搭乘し來りし瀛船の出帆までに醫官は其眼疾のトラホームなるか或は一時の燃衝なるかを確定せざる可らざる規定なりしも極輕微のトラホームと甚しく燃衝せるものとを僅々二週日以内に斷定す可らざる者ありと雖も合衆國醫官は止むなく此等を擬似トラホームとし報告し而して往々送還さるゝものありしよりキング郡人道協會日本人支會は在シアトル移民長官と當局醫官との贊同を得て合衆國中央政府に嘆願してシアトル移民局留置所に移民病院を設立せられん事を請願し而して同年四月下旬に至り

幸にして其嘆願は聽許せられ其新設を見るも蓋し遠き將來には非らざるべし、人道協會の此の嘆願の餘響として四十一年二月以降眼疾あるも其症候の果してトラホームなるや否を確實に鑑別する能はざる者は其搭乘し來りし滊船の出帆後猶移民留置所に於て當局醫官の診療を受くるを得る事となりし爲め眞正のトラホーム患者に非ざれば送還せらるゝ事なし、茲を以て近來眼病の爲め送還せらるゝ者の數大に減少したりしが如し、我同胞渡來者が日本人々道協會に負へる所亦尠少に非らざるなり。

受檢者心得

搭乘し來りし滊船の入港後間もなく施るべき移民官の檢査場に臨む者は事務長若くは船員の指定する場所に到り其指揮の儘に行動し而して敢て喧騷を極ざる樣心懸る事肝要なり、蓋し其整然たる動作と垢づかざる清潔なる服裝とは移民官をして其船客の教育あり躾あり侮るべからざる男女なるを認識せしむ而して其一時の感情は自ら其審問の上にも發露すること人性自然の情なればなり、茲に謂ふ所の整然たる動作とは徒らに日本式の慇懃と鄭重を旨とせよとの意に非らず靜肅を專一とせよとの謂ひなり、所謂垢づかざる清潔なる服裝とは高價にして而して垢づきたる衣服を纏はんよりは寧ろ綿布の洗濯物にても清潔なるものを撰ぶを可とすとの謂ひなり、更に具体的に之れを言へば男子は清潔なるシアーツ、カラー及びカフスを用ふべく女子にして帶をも用ひず寢衣姿にて官吏若しくは公人稠坐の面前に出づるが如きは啻に禮を失するのみならず其狀實に醜くければ宜しく此等の點に注意せらるべし。

又移民檢査官の前に出づる者は

第一　旅券　第二　健康證　第三　携帶金

及び合衆國に知友ある者は其人の宿所姓名を認めたる者を手にし必要の場合には何時にても檢査官の前にて直ちに之を示し得る樣用意し置く事を要す多くの渡米者中、『携帶金幾何ありや』との問を聞き努皇チョッキのボタンを外づし膚につけたる腹帶より携帶金を取り出すが如き不体裁を演ずるあり或は又親戚若しくは知友の宿所書は荷物の内に在りなど對へて徒らに時間を浪費する事あり、或は又宿所書を所持するも假名字にて認めたるあり日本の假名文字にて横字の發音を完全に書き表はす事能はざるのみか合衆國の地名は英語より來りしものあり佛語より、西班牙語、葡萄牙語或は又た米國土人（Indian）語より胚胎したるものあり從つて其綴字と發音區々にして著名なる大都市を除きては外國人たる日本人の口語を假名字にて其の何處たるを知らしむるに苦しむ事なきに非らず例之合衆國に在る本夫の呼寄せに依りて渡來したる妻君にして良人所在の地名を明白に告ぐる能はざる爲め數日間移民留置所に抑留せられしあり、或は實父の許に到るべく渡米し而して横文の宿所書を所持せざりしため其所在を知るに由なく十數日間空しく留置所に抑留せられたるものあり、故に言ふ合衆國に親戚又は知友ある者は其人の所在地を詳細に横文を以て認めたるものを携帶するを忘るべからず、

入國檢査の標準

中米メクシコ及び英領加奈太の國境と合衆國の各要港に駐在する合衆國中央政府任命の移民檢査官が合衆國に入國せんとする者を許可

し若くは拒絶する唯一の標準は現行の合衆國移民規則にして之れを除きては他に何等の依據すべきものなしと雖も其施行上に至りては各地所在の移民局は其局長の方針に依り多少寛嚴の差あるものゝ如く又檢査の衝に方る移民官の方寸中にも幾分かの手加減なきにしも非ざるが如し聞くが如くんば同じく大平洋沿岸に於ても桑港に於ては比較的嚴密にしてシアトル港に於ては比較的寛大なりと而して其唯一の標準たるべき現行合衆國移民規則を摘記すれば即ち左の如し

第一節　入國を禁止せらるべきもの

（本書中の合衆國移民規則摘用第貳節參照）

一、白痴者、發狂者、癲癇病者、

二、入國前五年内に二回以上發狂したるもの、

三、乞食、貧窮者、公費の救助を煩はすに至るべき恐ある者、

四、傳染病者其他不潔なる疾病に罹れる者、

五、重罪又は破廉耻に關する輕罪の所罰を受けたる者、

六、一夫にして多妻を有する者又は數夫にして一妻を有する者、

七、無政府主義者、

八、暴力に依りて合衆國政府其他現存する政府並に法律を顚覆し、其他政府の官吏を暗殺する事を主義とする者、

九、醜業婦、

十、醜業婦を輸入し又は醜業を營ましむるため婦女を輸入せんとする者、

十一、或種の勞働又は勤務をなす事を申出で又は約束したる故を以て入國拒絶の宣告を受けて送還せられたる日より一年以内に入國

せんとする者、

十三、他人より乘車、乘船又は旅費を支給せられたる者、但し其支給を受けたる者が、第一より第十二の階級に屬せずとの確證ありたる時は此限りに非らず、

十四、十六年未滿の少年少女にして單獨に入國せんとする者、

第二節　入國を禁止せらるべきもの

而も除外せらるべきものあり

（本書中の合衆國移民規定第二節(二)より(五)參照）

一、重罪犯人なるも破廉耻罪に關せざる國事犯人は入國を禁せず、

二、卓越したる精巧勞働者は同種の勞働者が米國に存在せざる場合には入國を許す、

三、契約に依る者と雖も俳優、美術家、講演者、歌手、宣教師、教授、學者、從僕等は自由に入國を許す、

四、合衆國に在る外國人にして其親族を呼寄する時は入國禁止の階級に屬せざる者に限り入國を許す、

上陸檢査事項（第壹）

合衆國移民官が第一に取調ぶべき事項は旅券の有無にして旅券を所持する者に對しては

第一、旅券番號　第二、姓名　第三、年齡

第四、行先地　第五、旅券發行者の姓名

第六、職業

等を旅券面に依りて調査するものなりと雖も右の事項に付猶注意す

べき點なきに非ず即ち

第一、旅券番號は必ずしも記臆するの要なし、

第二、自己の姓名なれば誰も記臆せざるものなしと雖も茲に一の注意せざるべからざる事あり即ち讀者の知らるゝ如く漢字は音、訓、全く其發音を異にするが故に之れを横文即ち羅馬綴字にて書く時は同一人の名が全く別人の名と認定せらるゝ事あり例へば此所に、野平眞金、なる名義の人あり、或は之れをヤベイ、シンキンと讀み、或は、ヤベイ、マガネと讀み、或はノヒラ、シンキン、或はノヒラ、マガネと讀む事を得る場合の如く其發音極めて複雜なりと雖も固有名詞(Proper Name)に二種乃至四五種の異なる發音あるべきに非ざれば若し姓名を問はれなば其初め旅券下附願書に用ゐたる振假名の音と同一の音を以て對ふべきなり、

第三、年齢に就ても一の注意すべき事あり、即ち我國に於ては從來數へ年は何才又は滿何才と二樣に數ふるの習慣ありと雖も歐米諸國に於ては絶へて如斯慣例なく又旅券面に何年何ヶ月と記入しあるにも拘らず全く異なる數を以て答ふるが如きは外國人たる移民官をして一種異樣の感を懷かしむるが故に若し年齢を問はれなば西洋諸國の習慣に倣ひ明白に何年何ヶ月と對ふべきなり、

第四、行先地とは旅券面に記載せられたる國名にして合衆國なるか英領加奈太なるか南米チリなるか將又歐州の一國なるかを云ふものにして其人の最後の行先地即ち Final destination の意に非ず、

第五、旅行劵發行者とは日本人にして日本帝國政府より得たる旅劵ならば旅劵發行者が時の外務大臣たる事は多言を要せざるなり、

第六、職業に關しては甚だ複雜なる事あり即ち其旅劵所持者が學生であり或は商人であるにも拘らず旅劵面には

何々府縣何市郡何町村何丁目字何番地士族平民戸主何之誰何男農工、

と記入せるあり、又他の一例を擧ぐれば人の妻(House wife)たる者の職業を旅劵面に於ては農、工、商若しくは無職業としたるもあり縱令旅劵發行者が時の外務大臣たるに拘らず其事務は各地方廳に於て取扱ふが故に其下附府縣廳の異なるに從つて差あるは止むを得ざれども若し移民官が職業の如何を問ふあらば男子なれば己が實際從事し來りし職業の種類を告ぐべく女子にして特種の職業を有する者は答ふるに其職業を以てし普通人の妻たる者は無職業と對ふるも上陸に何等の障害となる事非らざるべし、

上陸檢査事項（第貳）

先きに揭ぐる所は敢て重要事項に非らずと云ふ可らざるも左に列記する所は移民檢査官の審問中に於て最も重要なる事項にして其尋問に對しては最も簡單に、明瞭に、適確に應答せざる可らず、然らずんば移民官は正確なる答辨を得んが爲めに技葉に及び末節に亘りて渡航者の豫想だもせざりし至難の尋問を提出するに至るの虞あり、蓋し移民官は各々合衆國移民規則の定むる所に則とり船長若くは事務長が先きに提出したる船客人名簿中に記載したる事項に錯誤なき

か、遺漏なきか、將又嘘僞なきかを船客に就て實地調査するを目的とし且つ一定の形式に從つて一定の應答を得て之を船客人名簿中に記入せざるべからざる責務を有するが故に若し已が得たと欲する明答を得ざるむか種々雜多の難問を提出するも亦止むを得ざるものあればなり、縱令移民官が已むを得ずして問ふ技藝の點に於て睥睨にして其要を得ざるが如き答辯を爲すあらんか愈々出でゝ愈々至難の問題を提出せられ周章狼狽して如何に答ふるを以て已れに有利なるかの判斷に惑ひ果ては事實にもあらざる虛構の事を申立て爲めに上陸を拒絶せられ更に中央政府に上告して猶且つ上陸を許可せられず數十金を費やし數週間留置所に抑留せられ而して遂に送還の不幸に遭遇せしものゝ數は擧げて數ふるに遑あらざるなり、是れ實に其大々が合衆國移民規則に暗く其適用の如何を知らざるに因るのみ、玆を以て反覆して言ふ移民官の審問に應ずる者は

簡單、明瞭、適確、

てふ事を忘るべからず、

簡單とは移民官の問はざる點に迄言及して喋々喃々贅辯を弄せず簡約に單純に其要を得るの謂ひなり、

明瞭とは瞬昧模糊として不得要領ならず既に確定せる事は明白に斷言し未定の事は未定と直截に對ふるの謂ひなり、

適確とは移民規則に抵觸せず掛官に疑惑の念を惹起せしめざる樣適當にして正確なる謂ひなり、

さて上陸檢査場に於て移民官の審問する事項を列記すれば概ね左の如し

第一　姓　名

第二　年齢

第三　結婚の有無

第四　日本に於ての職業

第五　國籍

第六　前住所

第七　目的地

第八　合衆國に於て爲さんとする職業

第九　目的地に到達する乘車船切符の有無

第十　其運賃は本人自ら拂ひたるや否

第十一　所有金何程ありや

第十二　合衆國に親戚又は知友ありや、若しあらば其人の住所及び職業如何

第十三　曾て合衆國に居住したる事ありや、若しあらば何年間、而して何年何月合衆國を去りしや

第十四　刑罰を受けしことの有無

第十五　公費の救助を受けし事ありや

第十六　契約を爲し勞働するの目的には非らざるか

移民官の問ふ所は啻に以上の十六項に止まらず時に多岐に亘る事なきに非ざるべしと雖も夫等は皆技葉にして以上の十六問に對して適切なる解答を得んが爲めのみ敢て懸念し顧慮するに及ばざれ共如何なる答辨は疑惑を惹起し如何なる答辨は移民規則に抵觸すべきか、如何なる答辨は移民規則にも觸れず移民官の惡感をも惹起せず無難に其難關を通過して自由に新大陸の空氣を呼吸し自在に大和民族の曝足を伸ぶべき合衆國に入國し得べき乎、請ふ更に章を更めて細說

する所を熟讀玩味して千歳不磨の不覺を買ふ事勿れ。

檢査事項詳說

第一　姓名　第二　年齡

姓名と年齡に關して注意すべき事は『上陸檢査事項第一』中に說明したれば就て參照せられよ、

第三　結婚の有無

男子にして妻あり、女子にして夫ある者は『有婚者なり』と答ふるを以て足れりとす然りと雖も合衆國移民規則の定むる所に依れば一夫にして多妻を有し或は多妻にして一夫を有する者は合衆國に入國するを許可せられざるべし、又既に結婚し夫妻として男女同棲するも未だ婚姻の手續を了して入籍せざるものは公然既婚者なりとは云ふ可らず、近時寫眞結婚（Proxy marriage）なるもの盛に行はるゝに至りしが寫眞結婚とは在米の男子が在日本の女子と婚姻の約束を結び入籍して日本帝國の戸籍法に由れば既に夫婦と承認せらるゝも未だ婚姻の式を擧げざる者をば合衆國移民官は正當の夫婦と認めず寫眞結婚と稱す、寫眞結婚に就ては猶種々の心得べき事なきに非らざれども更に『寫眞結婚』の章を設けて詳說する所あるべし、

第四　職業

合衆國に向つて出發するまで日本に於て如何なる種類の職業に從事したりしやとの問に對しては學生は如何なる種類又は程度の學校に在學せし學生と答へ、商人ならば如何なる種類の商業に從事せしか、農夫ならば自己の田畑を所有して之を耕作せしか或は小作人なりしか將又百姓奉公人なりしか或は又職人、教員、官吏、會社員其他の

ことに從事したりし職業に就ても其種類、其性質、其方法までも仔細に尋問せられ之れに明白なる答辨を與へざる可らざる場合もあり と心得べし、

第五　國籍

日本人に對して合衆國移民官が『汝の國籍如何』と問ふに對して茫然として答ふる所を知らざるもの多し、蓋し日本人が日本帝國の臣民たるは呶々するの要なければ何んが爲めに斯くの如き明々白々たる事を尋問するかと思量するものゝ如し、然りと雖も移民官が其人の國籍を問ふ所以のものは齊しく白人にして英國人なるあり、佛國人なるあり、露國人若くは獨國人なるあり、或は又齊しく黑人にして濠州人なるあり、印度人なるあり、或は又亞弗利加人なるあればなり、玆を以て大和民族に對しても同樣に其人の國籍を問ふ敢て怪しむべきに非らず、日本人に對しては今日に於ても既に國籍の如何を問ふの要なきに非らず、今後五年乃至十年を經過せば更に其要益々切なるものあるに至るべし、蓋し合衆國内に於て生れし者は人種の如何を論せず膚色の如何を問ず成年に達すれば合衆國の市民權を獲得し純然たる合衆國々民となり得べければ今後數年を出でずして合衆國に於て市民權を獲得する者の數頓に增加するものあればなり、故に移民官の『國籍は』との問に對しては單に『日本帝國臣民なり』と應ふれば足りぬべし。

第六　前住所

前住所とは合衆國に向つて出發するまで日本に於ての住居は何處なりしやとの意にして若し本籍地が出發するまでの住所なれば對ふに事實を以てすべく若し寄留して本籍以外の地に居住せし者は其寄留

地を告ぐべきものとす若し出發するまで居住せし所に於て他人と協同して事業を營みし者は其協同者の姓名及び其人と其事業上に於て如何なる關係を保ちしかをも仔細に尋問せらるゝことありと心得べし、

第七　目的地

其人の行かんとする目的の地とは英語の(Final Destination)にして最後に到達せんと欲する目的地の謂ひなり、例へば加州サン、フランシスコ或はロス、アンゼルス又はオレゴン州ポートランド市若くはワシントン州シアトル市と云ふが如きこと是なり。

第八　渡米の目的

合衆國に於て何を爲さんと欲するかとは即ち人各々數百の大金を費やし四千餘浬の波濤を越え長途の航海をなし而も幾多の困難と障害

を排し父母の國を去り親戚知友に別れ遙々合衆國に來りし所以の理由と目的を問ふものにして其目的と其理由の如何に依りては其人の上陸を許可し若くは拒絶するにあれば此一問に對する答辨の如何は實に上陸許否に係る一大問題なるが故に渡米者は各々大に熟慮と攻究を要すべき事なりとす、

日本よりシアトルに入港する便船毎に來る二百內外の同胞渡米者は各々異なる希望を有するが故に本書は特種の目的を有する人々の答辨に該當すべき仔細の說明を爲すの餘地を有せざるも近時其最も多數を占むる數種の人々の爲め參考ともなるべき例を示せば即ち左の如し、

イ、學生　合衆國に於て學業に從事せんとする學生に對して移民官の知らんと欲する所は何學科を何學校に於て學ぶかと云ふ事よ

りは寧ろ修學に必要缺く可らざる學資の出所何處にありやと云ふに在り近時合衆國に渡米する學生の多數は應へて必要なる學資は故郷の父母若くは近親者より送金し來る筈なりと言ふを常とす、而して其金額はと問へば毎月或は參拾弗或は五拾弗或は百弗なりと云ふ、而も飜つて太平洋沿岸に居住する數千の日本人學生中必要なる學資の支給を故郷の父母若くは親戚に仰ぐ者の少なき事曉天の星も啻ならざるは移民官の業に既に知悉する所なり、縱令父母若くは親戚が毎月參拾弗、五拾弗乃至百弗を送金すと言ふも別に之を否定すべき確實なる證據の擧ぐべきものなき限りは移民官も容易に之れを否定す可らず、然れ共其答辨の餘りに事實に遠き事は移民官をして日本人の多數は嘘言を申立て恬として愧づる所なき人種なりとの惡感を懷かしむるが如く推測せらる、若し學資を父母若しくは親戚に仰ぐに非ざれば學生として合衆國に入國し能はざるが如く思惟する者ならば其は大なる謬妄なり、誤解なりと謂はざる可らず抑々合衆國移民官が如何にして學資を支へんとするかを問ふ所以のものは、自ら勞働して學資を支へつゝ勉學する目的を有する學生の入國を拒絶せんが爲めに非らず單に學生の種類を、學生(Students)と苦學生(Working students)の二種に分類せざるべからざる必要上より之れを問ふに過ぎざれば凡そ學生たる者は嘘僞の申立を爲さず明白に正直にスクール、ボーイを爲しつゝ學校に通ふとか或は又晝間勞働して夜學校に通學せんと欲すと答ふるを最良の方法とす、蓋し太平洋沿岸に於ては東部及び中部諸州に比類なき所謂スクールボーイ(School boy)若しくはスクールガール(School girls)なるものありて白人の家庭に在りて朝夕家事の手

助を爲して一週間少なきは壹弗多きは貳弗半の給料を得て晝間小學、中學或は大學に通學し得るの方法あり或は會社に商店に工場に若くは其他種々雜多の勞働に從事しつゝ夜間公立或は私立の夜學校に通學して語學を初め百般の學科を修め得る頗る便宜なる設備の在るあればスクールボーイとして勉學すと答ふるも上陸檢査に於て落第するが如き事非らざるなり、然るに學資を故郷の父母に仰ぐと事實にも非らざる虛搆の申立を爲して己れを欺き併せて他を僞はるが如きは贊すべき事に非らざるなり、

ロ、農　合衆國に於て農業に從事せんとする目的を有する者も學生と同樣に之れを農夫（Farmers）と農業稼人（Farm laborers）の二種に分類せざる可らざる必要より自から田地を購買し若くは借地して農業を營まんと欲するが或は被傭者として他人の農園に勞働せんと欲するかと尋問するを例とす其二者中獨立の農業經營者が農業勞働者よりも幾分か上陸に便宜あるに相違なしと雖も獨立して農業を營まんとする者に非らざれば上陸を許可せざる如き事あるなし若し獨立して農業を開始せんと欲せば少なくとも二三百弗の資金の準備あるに非ざれば不可能の事に屬す、然るに僅々五十弗の携帶金を所持するのみにて他に何等の資力なく而して單獨に農業を開始せんと欲すと對ふるが如きは當該移民官をして怪訝の念を懷かしむるが故に單獨に事業を起こすに足るべき資力なきものは他人の農園に働くと明白に答ふるを勝れりとす、蓋し農業勞働者なりと言ふも敢て上陸に困難を感ずるが如きことなければなり、併しながら他人の農園に働かんと欲すと對ふれば移民官は更に何誰所有の農園に働くかと問ふなるべし、若し之れに答ふるに一定

せる場所及び人名を以てせば契約勞働者には非ざるかとの疑惑を惹起せしむる事なしとも云ふ可らざれば本書『契約勞働』の章を熟讀し徒らに困厄に陷らざる樣注意する事肝要なり、

猶ほ一の注意すべきは其人の勞働せんとする場所確定し居らざれば上陸を許可せられざるが如く思惟すべからず、如何となれば農業上の働口は常に到る處に容易に之れを見出し得べければなり、

八、商人　商人にして其職業を問はれし場合には單に商人とのみ對ふべからず、如何となれば商業にも種々の異類あり即ち呉服商あり薪炭商あり時計商あり雜貨商あり美術商あり或は藥種商あり而して同種の商業にも卸商あり小賣商あり或は行商あり其商人にも店舗を自ら所有する商人あり或は合資又は組合によりて成る商社商店の株主なる商人あり此等を商人（Machant）と稱し商社若しくは商店に傭はれて働く手代と番頭をクラーク（Clerk）といふ故に商人なるか將又手代番頭なるかを明かに分類せざる可からざる必要上より移民官は如何なる種類の商業にして其人の關係せし商社商店と如何なる利害の關係を保ちしかを問ふを常例とす、又時としては更に其商業に從事せし場所及び資本金高若しくは給料の額をも問ふことなきに非ざれば豫め其覺悟して烏耶無耶の答辯を爲さゞる樣心懸くる事肝要なり、

二、寫眞結婚者　寫眞結婚者にして第一に心得ざる可らざることは合衆國西部諸州中キャリフォルニア州を除きては各州々法を以て最親從兄弟姉妹（First Cousins）間の婚姻を禁ずるが故に最親從兄弟姉妹にして其夫たる者の加州に居住する者に配偶せんとして來る寫眞結婚者を除きてはワシントン州シアトル港に渡來せざるを

上乘の策とす、蓋し其人の上陸極めて困難なればなり、

所謂寫眞結婚者に對しては移民局に於て移民官が其夫たるべき者と婦たるべき者雙方の身元を取調べ差問なしと認めたる上新に渡米したる婦人の上陸を許可すべければ其夫たる者一名の證人を伴ふて自ら在シヤトル市キング郡裁判所に出頭し金貳弗五十仙の手數料を納めて婚姻許可證(Morriage license)を得て移民局に到り而してキリスト教會の牧師又は本願寺出張所の開教師司式の許に結婚式を擧げ而して始めて其人々の正當の夫婦たるを證認せらるべきなり、如上の手續を要するが故に其夫たるべき人の住所の遠近に拘はらず身自ら出迎を兼ね移民局に出頭せざる可らざるが故に船の入港するや直ちに電報にて到着を報知すべく豫め事務長に依頼するを可とす、

ホ、夫呼寄の妻　合衆國に在る夫の呼寄せに依りて渡米する妻たる者は船の入港後移民官の施す上陸檢査場に夫たる者自から出頭し取調べを受け而して正當の夫婦たる事判明し且つ移民規則に抵觸する所なくば直ちに上陸を許可せらるべしと雖も若し其夫の出迎なき時は出迎に來るまで移民留置所に抑留せらるゝが故に神戸若しくは横濱出帆前豫め何月何日の何丸便にて渡米すと通知して其船の入港する際出迎に來る樣準備を爲す事は移民官の手數を省き又其本人も着港するや久しく相逢はざりし良人に直ちに相會するを得て彼我双方の便宜大なり、

然れども我同胞の渡米は乘船に先だち檢疫其他の事故の爲め豫定の濠船に便乘す可らざる事あれば已むを得ず英領ヴヰクトリアに寄港中事務長に依頼して『何日シアトルに着す』と飛電するを便

なりとす、

良人の許に至らむとする人々に對して猶一の注意すべきは最近の戸籍謄本を携帶するを便とす、時としては不必要なれども時としては心要なることあればなり、

へ、父母呼寄の小兒　父母若しくは兄姉に伴はれて來るか或は合衆國に父若くは母の居住して其少年少女を引取りて養育し保護する者無くむば十六年未滿の外國生れの少年少女にして單獨に合衆國に入國する事は合衆國移民規則の禁ずる所なり、縱令父母若くは兄姉の合衆國に在留するありて其少年少女を引取るにもせよ十六才未滿の少年少女ば父母若しくは其他の人々の監督保護の許に在りて養育を受くべき年齡なれば合衆國に於て勞働に從事せしむる目的にて呼寄せたりとか或は勞働若くは或種類の勤務を爲すの

希望を以て渡米したりと申立てなば或は上陸を拒絶さるゝ事もあるべく縱令上陸を拒絶せられざるにもせよ頗る面倒を生ずる事なしとも云ふべからず、

十六年未滿の少年少女に在りては寫眞結婚者及ひ良人の呼寄せに依りて渡米する妻たるものと同樣に移民官は其父母、兄姉若しくは其保護人を呼出して之を引渡すものなれば渡米すべき月日を豫め其父母若しくは兄姉に通知し置く事肝要なり、

ト、合衆國經由の旅人　合衆國を經由して歐洲諸國或は其他の國々に旅行する人と合衆國に入國する區別して合衆國移民局に於ては旅人を目的として渡米する人とを て其所謂旅人の受くる特典は合衆國政府が便宜上船主又は汽車、汽船會社に依囑して徵集する入國稅卽ち人頭稅四弗を免除する事

なり然りと雖も合衆國の現行移民規則に依れば歐洲其他の國々に到らんとする旅人は合衆國内に三十日以上滯在すべからざる規定なれば豫め其滯在日數を三十日以内と豫定し置くの必要ありと知るべし、

さて合衆國移民官が合衆國を經由して歐羅巴の一國に、若くは其他の國々に到らんとする旅人に對して審問すべき事項に至りては合衆國に入國せんとする者に對すると略ぼ大同小異なれども所謂旅人に對して更に一の嚴重なる取調べあり、其の之れを爲す所以の理由は果して合衆國を經由して他の一國に到らんとする者なるや或は又之れを口實として上陸し而して合衆國内に滯留せんと欲するには非らざるかを精査せんが爲めなり、故に合衆國を經由して歐洲の一國又は南米若しくは英領加奈太の或地點に到らんとする者は示すに確實なる證據を以てせざるべからず其確實なる證據の第一は其人の旅券面に行先地の明記しある事第二は其人の目的地に到達する乘車船聯絡切符なり、第貳の證據物件たる聯絡切符を所持せざる場合は其代りに其目的地に到達するに足る額の旅費を携帶すること是なり、其他其人の目的地の或商社、商店若くは個人に宛てたる公私の紹介狀の如きも亦一の證據とならざるに非らず萬一上記の證據物の一をも所持せずんば合衆國を經由して歐州の一國若しくは南米又は英領加奈太に旅行する者とは認められず從つて上陸を拒絶せらるべきも〕のなり、

第九　聯絡切符の有無

シアトル港に上陸してシアトル市を經てポートランド市、

シアトル港に上陸してシアトル市を其目的地(Final destination)とする人々に聯絡切符の必要なしと雖もシ

サンフランシスコ市、シカゴ市若しくはニューヨーク市等を其目的地とする人々は神戸或は横濱に於て乘船切符を購求する時其目的地に到達する汽車或は滊船の聯絡切符を求むる事經濟上大に利益なれば他に何等の目論見あるに非ざれば聯絡切符を購求し所持するを當然の事とす而して移民官は其實其人が其人の申立に背かず其目的地に到達せんとする者なるや否やを確かめんが爲めに聯絡切符を所持するや否やを必ず尋問するの慣例なり茲を以て合衆國内地の著名なる大都市若くは合衆國を經て歐洲或は其他の邦國に旅行せんと欲する人々は一は以て經濟的利益一は以て移民官の審問に多大の効力あれば豫め聯絡切符を買求めて所持するに如くはなし、例之シアトル港を經てニューヨーク市を其目的地とし而して聯絡切符を所持せずんば其携帶金僅々五十弗のみにしてニューヨーク市に到らんとすと申立つる人ありとせよシアトル市よりニューヨーク市に到る汽車賃にすら約六十五弗を要し之れに加ふるに大陸を横斷する五日間の旅中に要する辨當料は缺くべからざる費用なり其他種々なる雜費も必要とす然るに僅々五十弗を以てニューヨーク市に到達せんと欲するも不可能の事に屬するが故に目的地に達する聯絡切符の有無と携帶金の多寡は彼此互に調和するところ無る可らず、

第十　運賃支辨者

上陸檢査場に於て移民官は必ず一人毎に日本よりの乘船賃錢は何人が支拂ひしやと尋問するを例とす移民官が之れを問ふ所以のものは合衆國内に居住する或人若くは或會社商舖が勞働を契約して其人の旅費を支給せしに非らざるかを確かめんが爲めなり故に單獨に合衆國に入國せんとする者は何人を論せず旅費は必ず自から支辨せしも

のならざるべからず、

然りと雖も其人の職業と其人の事情に依りては、自辨と云ふとが可となる事あり或は大に不可なる事あり深く考究せざる可らず茲に所謂自ら支辨せざる可らざる者とは本國に於て獨立自營の職業に從事して單獨に合衆國に入國せんとする人々に關して謂ふものにして學資の支給を父母に仰ぎて學校教育を受けつゝありし學生にして旅費は自辨せしとは其人の財政上の事情に依りてはあり得べからざる事に非らざるも學生たる者は咎ふるに旅費は父母若くは後見人の支給せし處なりと答ふるは寧ろ當然の事にして上陸に何等の障害を來すが如きあるなし、

又夫の呼寄に依りて渡米する十六才未滿の少年少女も學生と同しく普通獨立自營の職業に從事して自ら生活すべき身分にあらざれば旅費は在合衆國の夫若くは父母より送金し來れりと言ふ寧ろ至當の事にして上陸に毫も妨害となる事なきのみならず合衆國に在る父たり母たり者くは夫たる者にして己が妻子を遙々故郷より呼寄するに旅費すら支給せざりしと云ふが如きは却つて移民官をして怪訝の念を懷かしむる事なしとも謂ふべからず、故に旅費の出所に關する移民官の尋問に對しては自己の職業と一身の事情に依り自辨と答へざる可らざる者あり或は自辨に非ずと應ふるを却て上陸に便なるあり各自深く考慮すべき事なりとす、

第十一　所持金額

外國より來りて合衆國に入國せんとする者は少くも金五十弗携帶し上陸檢査の際之を移民官に示さゞる可らざる規定なる事は何人も知る所なり、然るに米國通を以て自ら任ずる人々が渡米せんと欲して

而して充分の資力なき人々を説くに『携帶金は單に上陸檢査の際移民官に示すの要あるのみ上陸さるゝ無難に了れば多額の金錢を米國に携へ行くの必要あるなし故に上陸檢査に臨む時は餘財ある知人より或は同行者にして既に檢査の了りし人より或は其檢査順の未だ來らざる人より借りて其場を濟ませば足りぬべし敢て苦計を廻らして金策をなし之を携帶するの要あるなし』と言ふ者ありと或は其提議に從つて無難に其場を切拔けたる者も其數少なからざるべしと雖も他人に己が携帶金を貸して檢査場に臨ましめ而して其人が何かの故を以て再審問に附せらるゝ留置所に抑留せられ其貸與せし金錢の拂戻を受くるに困難せし先例も數多ければ遙々四千餘浬の海洋を越へて渡米せんとする者身に如何なる事情の纏綿するあればとて日本帝國及び合衆國の法令に觸れざる樣諸般の準備を整へて出發するを最上乘の策とす、

合衆國に入國せむとする者は金五十弗より少からざる携帶金を有せざるべからざる規定なり故に金五十弗より少なかるべからざるは多言を要せずと雖も其携帶金額は敢て五十弗を限れるに非らず多けれ ば多き程可なりと心得べし又金五十弗と云ふと雖も米貨五十弗以上に相當する日本の貨幣若くは郵便爲替手形にても銀行爲替手形にても差支なかるべし、

第十二　親戚知友の有無

合衆國移民規則の定むる所に依り移民官の尋問中には必ず『合衆國内に親戚若くは知友ありや若しあらば其人との關係如何、其人の姓名住所職業は如何』と仔細に聞くを例とす然るに新渡米者中には親戚若しくは知友の合衆國に居住する者あるにも拘らず之れ無しと應

ふるあり聞く所に依れば出發の際有力なる紹介狀を以て乘船し而して船中にて一知半解の人々より若し紹介狀を所持すれば移民官の上陸檢査上種々の面倒を來すの虞あり寧ろ所持せざるに如かずと聞きこれを海中に投ずるが如きものありとか思ふに移民官が親戚知友の有無を問ふ所以の理由二あり、卽ち其第一は上陸後不時の災厄に罹り獨立の生計を營む能はざる悲境に陷りし時親戚あり有力なる知友あらむか其人々の居住する州立の病院或は貧民院に收容せられ公費の救助を仰ぐが如き恐なく從つて親戚知友のあることは其人の將來の安全を證する一の理由ともなるが故に此點より云へば親戚若くは知友なき者より之れあるを可とす而も有力にして有爲なる親戚若くは知友あるを大に可とす、其第二の理由は合衆國內に親戚若くは知友ありとせば自己に渡米の意なく希望なきにも拘らず在米の親戚若くは知友の誘引に由りて渡米の志を起こし渡米したるに非らざるかを確めんが爲めなり、

總て合衆國に入國せんとする者にして談話、書簡、或は廣告若くは引札の如きものに誘引せられて渡米したる者は入國を拒絕するが故に苟も合衆國に入國せんとする者は他人は云ふに及ばず最近の親戚即ち兄弟姉妹の勸誘に依りて渡米したる者なる可らず、

第十三　再渡米者

再渡米者とは曾て合衆國內に一度若くは二度三度居住したる事あり而して再び渡米したる者の謂ひにして移民官は問ふに必ず此事を以てす若し之れありとせば何年間、何處に居住し、何種の職業に從事し而して何年何月合衆國を去りて日本に歸りしやと尋ぬるを例とす

又時としては歸朝後日本に於て何處に居住して何業に從事せしやと尋ぬる事なきに非ず、

再渡米者に對しては新來者に對するよりも移民官の審問は比較的簡易なり特に合衆國に於て現在獨立自營の商店を所有し若くは其他の業務を營み居る事を證すべきものあらば更に容易なるものあり又た其人が合衆國を去りてより再び渡米して上陸檢査を受くる迄の日子が一年未滿なる時は新來者の普通の三等船客を移民(Immigrants)として取扱ふに反し非移民として取扱はるゝの差あり非移民(Non-immigrants)とは縱令合衆國の市民權を有せざるも合衆國の居住民なりとの謂ひならむか、

第十四　刑罰の有無

刑罰の有無とは曾て日本帝國内に於て又は合衆國内に於て時の法律によりて有罪と認められ所罰せられし事の有無を問ふものにして犯罪でも種々の種類あり各種の犯罪に依り刑の宣告を受け又は刑の執行を受たる者は悉く入國を禁せらるべきに非ず縱令重罪にても破廉恥罪に全然無關係の國事犯者を除外とし其他總て破廉恥に關する犯罪の故を以て所罰を受たる者は悉く入國を拒絶せらるべきものとす、合衆國移民規則に依り入國を拒否せらるべき者は縱令海外旅券下附を出願するも日本帝國政府に於て旅券を下附して合衆國に渡航するを許可せざる可ければ犯罪所罰の故を以て上陸を拒絶せられし先例は絶無と云ふも過言に非らざるなり、

第十五　公費救助の有無

公費救助の有無とは瘋癲、白痴、狂氣若くは極貧にして中央政府、地方廳、市町村又は其他公私の設立に係る病院或は慈善院に收容せ

られて救助を受けし事の有無を云ふものなりと雖も現時日本帝國政府外務省の海外旅券下附の標準に鑑みれば斯くの如き種類の人々に旅券を下附するが如き事斷じて之れあらざれば移民官によりては公費救助の有無を問はざるものあり或は時としては之れを問ふ事あるも是れ單に形式に止まるものゝ如し、

第十六　契約勞働

兄弟姉妹の如き最親緣者たると他人たるとを問はず合衆國内に在る個人、會社若くは商店との間に勞働又は或る位地を與へらるべき約束ありて之れが爲めに入國せんとする者は勞働及び職業の種類の如何を論せず其契約の日語なると書類なると印刷物なるとを問はず又其約束の條件を明かに表白せると點契たるとに拘らず總べて入國を全然拒絶せらるゝ而して拒絶せられたる者は其拒絶の申渡を受けたる日より滿一年以内に再び入國せむとする者も亦拒絶せらるべきなり、

眞の勞働契約とは第一場所、第二年限、第三賃金若しくは給料の三個の條件を具備するものならざるべからずとは多數の辯護士の主張する所なりと雖も合衆國政府が契約勞働者の入國を忌むこと蛇蝎も啻ならず單に以上三條件中の一を言明しても猶且つ契約勞働者として入國を拒絶せらるゝ者瀕々踵を接するが故に合衆國に入國せんとする者は右三條件の一に該當するが如き契約だにある可らず、合衆國移民官は契約勞働の有無を發見せんが爲めに概ね直接に契約の有無を尋問することなく合衆國に於て如何なる職業に從事せんとするかと問ふ時、合衆國内に在る親戚或は知友と如何の關係を有するかを聞く時、本國より合衆國に到る運賃は自辨なるか或は又他人の支拂ふ所なるかを尋ぬる時、間接に面も巧妙に之れが口供を得ん

と謂むるが故に一言半句の答辨だも契約勞働の嫌疑を招くが如きことを苟もせざる用心と覺悟なからべからず、但し唯だ一の例外なる者あり即ち極めて熟練を要する技藝中一種獨特の技藝術に屬して何人も容易に其人に代る可らざる程の技藝を有する者は縱令如上の三條件を全然具備するも普通の契約勞働と同一視せられずして上陸を許可せらるゝ事なきに非ざれども其所謂一種獨特の技藝を有する者は之れを明白に確證するものなかる可らず之を證すること極めて困難なるが故に能ふべくんば斯くの如き擧に出で萬一を僥倖せむとするが如き手段を取らざるを可とす。

抑留者

シアトル及びタコマ市に入港する滊船に便乘したる船客にしてシアトル若くはタコマに於て施さるゝ醫官の健康診斷の結果眼病其他本書『入國標準』中に記したる心身上の疾病ありと診斷せられたる者若くは之れありと疑はれ更に再應檢査を施さざる可らざるものと移民官の上陸檢査上契約勞働の嫌疑、夫の許に到る妻女にして本夫の出迎なき者其他種々の事情に依り特別審問に附せらるべきものは悉く抑留せられ移民局内の留置所（Detention House）に留め置かるべき規定なり。

檢査合格者

醫官の健康診斷を無難に通過し更に移民官の上陸檢査にも故障なく合格して移民官より上陸許可證（Admission Card）を得たる者は即時上陸する事を得べしと雖も猶ほ同じ船渠に在る合衆國稅關出張所に於

て手荷物其他携帶品一切の檢査を受け無稅にて通過すればよし然らざる品物に對しては本書附錄第一に示す稅率に依り相當の稅金を仕拂はさる可らざるものとす、

從來の歷史に依れば脫稅の目的を以て或る種の品物を密輸入せむと企て而して掛官の發見する所となり相當の稅金に加へて罰金をも科せられしものあれば不正の手段を取りて自ら種々の面倒と禍害とを蒙り延ひては日本帝國々民の聲價を失墜するが如き事なき樣心掛られたきものなり、

既に稅關官吏の手荷物及び携帶品の檢査了れば其所に出張せる運送會社員に依頼し其荷物の届先を明白に告げて合符(Check)を受取り置かば荷物の紛失せらるゝとなかるべし。

特別審問

特別審問に附せらるべき人々の種類を擧ぐれば東洋諸港より入港したる滊船内に於て施さるゝ移民官の上陸檢査に於て無難に入國を許可せられず更に審問すべき必要ありと認められ而して留置所に抑留せられたる者、寫眞結婚を爲さんとする男女を始として布哇及び加奈太等より合衆國に密入國を企て而して途中に於て捕縛せられたる者、合衆國移民規則違犯者にして捕縛せられたる者等に至るまで總べて移民官の認めて以て再應取調べをなすの要ありとせられたる者等なり、

特別審問(The Board of Special Inquiry)は外國人の入國を許可し若くは拒絶すべき權能を有する者にして其人數は三名の移民官より成立す

而して其三人中より一人の議長(Chair man)を撰み其他の二人中より一名の發問者(Questioner)を撰定す其發問者は宛も法庭に於ける檢事の態度をとりて種々の方面より尋問を發す尋問了れば特別審問に與かる三人の移民官は審理の上多數決を以て可否を決するものなり而して其の審問には一人の速記者出席して其問答を逐一詳細に速記するが故に他日に至り鷺を烏と言ひ掩める事能はざるなり其審問は合衆國移民規則の定むる所に依り傍聽を禁止して他人をして之に關與せしめずと雖も事件の種類に依りては尋問を受くべき者より依願したる辯護を立會せしむる事なきに非らざるなり。

再審問

前章說明したる特別審問の結果多數決を以て入國を拒絶せられたる人にして其人の入國を拒絶するに至りし特別審問の際提出し或は立證する能はざる有力なる理由若くは確實なる證據を他日に至り發見したる場合には其理由若くは證據を移民長官に提出して更に再應特別審問を開かれん事を請求すれば移民長官は其理由と證據の如何に依りては再審問を不必要として拒絶する事なきに非らざるも時としてはその請求を容れて再び特別審問を開くことあり再審問を受くれば必ずしも先きの議決を取消して入國を許可すとは限らざるも其理由と證據の如何に依りては前議決を飜へして全く異なる判決を下す事なきに非ず。

上告

三人の移民官より成る特別審問に於ても再審に於ても同じく多數決

を以て入國拒絶と判定せられし時は其理由の如何に由ては合衆國中央政府に上告して事の是非を爭ふの權利なし例へば合衆國移民規則の定むる所に據り醫官の診斷の結果其の病症を結核性のもの、嫌惡すべき傳染性のもの或は身体若しくは精神不完全にして獨立自營の生活を營む能はざるものと認めて爲したる報告に基づく特別審問の判決に對しては上告の權利なし然りと雖も特別審問に於て入國を拒絶したることを本人に申渡す時移民官は權利有る者に對しては必ず上告の權利ある事を告げ而して上告を爲すや否やを問ふを例とす然るに特別審問の判定を不當として上告せんとする者は上告すべしと申出るも敢て之が爲めに移民官の惡感情を買ふが如きこと決して之あらざるなり、

縱令特別審問に於て入國拒絶と決定せらるゝも其特別審問の判決を不當とし之れを中央政府商工務卿に直接上告する時は其理由と證據の如何に依りては中央政府の命令に依り特別審問の判決を斥けて其人の入國を許可する事あり或は許可せざる事あり故に上告だにせば必ず入國を許可せらるべしと即斷すべからず、若し不幸にして入國を拒絶せられて上告を爲さむとする者は常に移民事務に携りて斯道に經驗を有するのみならず最も誠實にして深厚なる同情を有する人の意見を聞き而して上告するの可否を定めざれば徒らに金錢を浪費し貴重の日子を空ふして猶且つ滿足なる成功を見る能はず他日後悔臍を噬むも及ぶなきの結果を來たす事なきにしも非らざるなり。

嘆願

前章記述したる上告は移民官の特別審問を不當として合衆國移民條

令の定むる所に據りて與へられたる權利を以て直接合衆國中央政府に訴へて最終の判定を商工務卿に仰ぐに在りと雖も嘆願に至りては既に上告すべき權利を有せず唯だ一身上の事情が特別審問の決定に服して之を實行す可らざる場合其事情を具さに上申して送還を中止せられんこと又は上陸若くは假上陸を許可せられん事を懇請するに在り今一二の實例を擧ぐれは即ち

特別審問に於て眼病の故を以て入國を拒絶せられたる一婦人ありしが中央政府に對し合衆國に於て療養せん事を上告して猶ほ許されざりしが送還の命を受けし時は既に懷姙後八ケ月に達し長途の航海に堪へ得べくもあらざるより其理由を附して產後まで一時送還を中止せられん事を嘆願して聽許せられ而して產後五十餘日にして眼疾全く癒へて上陸を許されたる者あり、

或は又寫眞結婚にて渡米したる一婦人ありしがワシントン州々法は最近從兄弟姉妹の結婚を許可せず而して其婦人と其夫たるべき者と最近從兄姉なるの故を以て遂に移民官の特別審問に於て送還と決定せられたり然るに州法を犯して其夫たるべき人と結婚せざるべしとの條件を以て獨身者として入國を許可せられん事を中央政府に嘆願して而して許されたる者あり、

其他種々の事情と理由に由り嘆願して其功を奏することなきにしも非らざるなり。

留置所

シアトル港移民留置所は大北鐵道會社の船渠即ち日本郵船會社の各滊船及びミネソタ號か東洋より入港して出帆の時まで碇泊すべき所

謂日本波止場を距る僅かに數丁の地にして在留同胞の多數が住居し或は種々の事業を營むメーン街及びヂャクソン街より北方約三哩を距る所に在る合衆國移民局内に在り

留置所に收容せられたる日本人男女の數は其最も多き時は一百人に垂んとすることあり最も少くして猶二十人内外なれば洵して寂寥を感ずるが如きことなかるべし、然れ共男子と女子とは各々其室を區別して縱令夫婦たりとも同室するを許さゞるのみならず猥りに面會し談話す可らざる規定なり而して晝間は交代にて男子の抑留者には白人男子の監督人あり女子の抑留者には女子の監督人ありて嚴重に監督するが故に縱令逃亡せんとするも決して成功すること能はざるなり如何となれば留置所の外部の窓には金網あり内部には便所の設備もありて自由に外出する好機あらざればなり、此處に收容せらるる者は新聞雜誌又は書籍を携へ行くも可なり若し市内に親戚又は友人ありて書籍なり衣服なり或は食物なり何品に拘らず差入物を爲す者あらば掛官の檢閲を經て受取る事も出來或は新聞雜誌を注文して購讀する事も出來得べし而して此内部の生活狀態を略述すれば男子の收容せらるべき部分は數室に分たれ各室の中央には寢臺あり毛布の備へさるゝあり掃除に至りては隅より隅に至るまで行届けるものにして中央政府の建築物たるに愧ぢざるなり而して各室の人々は互に往來し談笑するも起臥するも己が欲する儘なり、女子の部も男子の部と大同小異なり唯だ異なる所は規模の小なるに在るのみ若し外よりの來訪者ある時は掛官の許可を得て別室の應接所に於て面會する事を得べく書信を發送せんと欲する時も亦掛官の檢閲を經べき規定なり、

日本人々道協會は留置所内に抑留せられ居る人々を慰撫奬勵するの目的を以て毎日曜日午後二時より三時までの間に『人道講話會』を開きて道徳上の談話をなして不幸なる境遇に在る人々の旅情を慰むる事に力を盡しつゝあり、

留置所に收容せられ居る間の食糧は一日米金四十五仙にして搭乘し來りし滊船の碇泊中は滊船會社の負擔する所なりと雖も一身上の都合に依り其滊船出帆後猶ほ留置所内に留まらんとする者は滊船出帆當日より一日金四十五仙の食糧を自ら負擔せざる可らざるなり。

送還

移民官の特別審問或は中央政府の判決に依り送還の不幸に遭遇する者は移民局より其翌朝を以て出帆すべき滊船に送り届け而して船長

若くは事務長に命じて其人の出發せし港津までの保管を委ね更に其船の英領ヴヰクトリアに寄港する時同地に駐在する合衆國移民官は果して其送還者が乘船し居るや否やを檢査し而して其有無を報告すべしと云ふ、

シアトル港に上陸すべく渡來する日本人三等船客の數は概ね二百人内外なりと雖も送還せらるゝ者の數は僅々二三人に過ぎざるなり然るに何人が如何なる理由に由り送還せらるゝに至るべきやは豫測す可らざれば一種の渡米保險會社とも云ふべき愛友社の如き會社に加名するも一の賢き方法なるべし、

僞證罪

上陸檢査の審問に虚僞の申立を爲したる事の發覺したる時は單に上

陸を拒絶せられて送還せらるゝに止まらず移民官の告發に依り裁判所の審問を受け相當の刑罰を蒙らざる可らざるが故に合衆國に入國せむとする者及び在米同胞にして妻子若くは親戚を呼寄せんとする者は移民官の審問に決して事實にも非ざる虚僞の申立を爲して不測の危禍を招くが如きことなからむ事を要す蓋し僞證罪の罰決して輕きものに非ざればなり從來の例に依れば移民上陸に關する僞證罪は七ケ月の徴役又は禁錮を以て通例とし或は之より輕きものあり或は之より重きものなきに非ず

著者が將に本書の稿を脫せむとするに當り端なくも此一章を艸して我同胞に一大警告を與へざる可らざるの必要を認むるに至れるものあり他なし一は我同胞にして僞證罪の故を以て晨に移民官の告發する所となりし者の一人は本月本日在シアトル市裁判所に於て罰金壹百弗に加ふるに壹ケ年の徴役を宣告せられ他の一人は同罪科を以て罰金參百弗に處せられしものあり他の一人亦同じ罪科に由り七ケ月の苦役を了へて兩三日中に出獄せんとする者あり以上三人の中先きの二人は他人の旅券を以て入國せんとしたる者後の一人は本國より己が妻女を呼寄せたる者にして移民官が其夫たる者の身元取調に際し淺墓にも己が職業の理髮職なるに理髮業にては妻女を上陸せしむる事困難ならむとの風説を耳にし數種の僞造書を作製し農業を營みる旨申立て而して其反證の擧がりしが爲め僞證罪に問はれ七ケ月の懲役に處せらるゝに至りしものなり、

僞證罪に問はるゝ者の內其最も多數を占むる者は他人の旅券を携帶し他人の姓名を騙り移民官を欺きて合衆國に入國せむと企て而して事の發覺するに及び其非を蔽ひ隱さむ爲め虚構の申立を爲す者の類

是なり我同胞渡米者たるもの大に戒愼する所なかる可らず、

旅館の撰擇

移民檢査官の上陸審問中上陸後何處に宿泊せむとするかと問はるゝことあり上陸後當分止宿せむとする旅宿の如きは何處たりとも上陸檢査に何の關する所なきが如しと雖も實は大に然らざるものあり例へば頃日初めて渡米してシアトル港に上陸せむとしたる一婦人あり其宿泊せんと言へりし旅宿は正當なる旅宿に非らずして女郎屋なりしなり此の婦人元より女郎屋に身を投ずるの意志ありしに非らざりしならむ而も斯くの如き事を言ふ所以のものはシアトル市に於て邦人の手に依りて發刊せられし『電話帳』或は『同胞營業案内』中には女郎屋も齊しく旅館中に編入しありて玉石混合なれば初めて渡米する人にして旅宿の決定せざるものが適當なる旅宿　撰定に苦しむ一因ならむ若し此等の書籍に由りて上陸後止宿せんとする旅館を猥りに決定せむか不測の嫌疑を蒙むる事なしと謂ふ可らず上陸後暫時足を留むる旅館の如きは遠大なる志望を抱きて渡米する人々にとりて事小なるが如しと雖も住所に依りて其人の人品をも評價せんとする又人情の自然なれば旅館の撰擇決して忽諸に附すべき問題に非らざるなり。

EASTERN HOTEL

308-4th Ave. So.

Seattle, Wash.

イースターン ホテル

○弊館は室内清潔殊に日本人諸君の御投宿に至便の位置に在り

○弊館は新渡米者諸君に對しては殊に懇切と鄭重とを特色とす

○弊館は滊車滊船切符を販賣し且つ確實有利なる働口を周旋す

北米合衆國ワシントン州シアトル市
南第四街三〇八（南第四街シメーン街角）

木村正治
辻本和橘

電話 エル 三〇二九

Japanese American Mutual Trust Co.
Seattle, Wash.
○通辯及英和文飜譯
○領事館移民局諸願伺届手續
○動産不動産賣買周旋
○火災保險事務
○家具什器鉄小賣
○太平洋印刷會社印刷物刺受
○郵便物遞送及保管
○萬朝報特約販賣
北米合衆國スピントン州
シアトル市ヴーン街六一五
日米共信社
秋吉辰次郎
電話 ニール 四七一九
ヴーン 四二四七
郵函 八七八
◎本社取扱ふ郵便物取次は居所一定せざる人の為に一年金壹弗廿仙の料金を申受け本社又は本社の郵便に達せし郵便物を目下現住所に遞送若しくは本社に留置くものに候

合衆國移民規則摘要

第一節　入國稅

一、船舶に依りて外國港津より合衆國に入港する外國人又は鐵道によりて之れに接續する外國領土より合衆國に入る外國人に入國稅として金二弗を支拂ふ、但し入國稅は滊船會社又は鐵道會社本人に代つて之を支拂ふ（移民法第一條）合衆國を通過して外國に趣く者は之を免除す

第二節　入國を禁止せらるべき外國人

(一)　左の外國人は入國を禁止せらる

1. 白痴者、發狂者、癲癇患者
2. 入國前五年内に二回以上發狂したる者

3. 乞食、貧窮者、公費の救助を須はすに至るべき恐ある者
4. 傳染病其他不潔なる疾病に罹れる者
5. 重罪又は破廉耻罪に關する輕罪の所罰を受けたる者
6. 一夫にして多妻を有する者、又は數夫にして一妻を有する者
7. 無政府主義者
8. 暴力によりて合衆國政府其他現存する政府並に法律を顚覆し其他政府の官吏を暗殺する事を主義とする者
9. 醜業婦
10. 醜業婦を輸入し又は醜業を營ましむる爲め婦女を輸入せむとする者
11. 或種の勞働又は勤務をなす事を申出で又は約束したる故を以て入國許可の出願を爲したる日より一年以内に送還せられたる者
12. 他人より乘車乘船賃又は旅費を支給せられたる者、但し其支給を受けたる者か、第一號乃至第十二號の階級に屬せずとの確證ありたる時は此限りに非らず（同第二條）
13. 十六年未滿の少年少女にして單獨に入國せんとする者

（二）重罪犯人にても破廉耻罪に關せざる國事犯人は入國を禁止せず（同條）

（三）獨立したる精巧勞働者は同種の勞働者が米國に存在せざる場合には入國を許す（同條）

（四）契約による者と雖も俳優、美術家、講演者、歌手、宣教師、教授、學者、從僕等は自由に入國を許す（同條）

（五）合衆國に在る外國人にして其親族を呼寄する時は入國禁止の階

級に屬せざる者に限り入國を許す（同條）

第三節　上陸手續

第一款　船主、船長の義務

一　船主、船長又は代理人にして移民搭載の時相當の檢査を爲す事を怠りたる爲め現に疾病に罹れる外國人を輸入したる時は百弗の罰金を科す（同第九條）

二　船舶が合衆國の港津に到着したる時は船長又は其船舶を指揮する者は外國人を船積したる日に於て調製したる船客人名簿を作り左の事項を記載して之れを移民官に提出する事を要す（同第十三條）

1. 姓名　2. 年齢　3. 男女　4. 結婚の有無　5. 職業　6. 讀書の有無
7. 國籍　8. 人種　9. 最後になしたる國籍
10. 合衆國に於ける上陸地點　11. 目的　12. 其目的地に到達する乘車船切符の有無
13. 其運賃は本人自ら支拂たるやの事實若し他人が之を支拂ひたる時は其支拂人の氏名
14. 五十弗以上の所持金の有無
15. 目的地に於ける親族又は知友の有無、若しあれば其者との關係及び氏名住所
16. 曾て合衆國に居住したる事實の有無
17. 獄舍、公設病院其他公の營造物に收容せられ又は公費の救助を受けたる事實の有無
18. 多夫又は多妻者なるや否やの事實
19. 契約勞働者なるや否やの事實

20. 心身の健康狀態

21. 不具者なるや否やの事實、若し不具者なれば其不具となりたる原因及び期間

三　右の船客人名簿は一通毎に三十人とし各外國人に其人物を認識し易からしむる爲めに其氏名及び番號を記入したる切符を交付すべし（同條）

四　船長及び船醫は名簿に記載する事項の眞實なる事を記名宣誓して之れを移民官に提出する事を要す（同條）

五　滊船會社は移民が規定の手續によりて上陸の許可を得る時に至る迄船客の生活を維持する費用を負擔す（滊船會社は船客より之を追徵す）且つ船客を看守する義務を有す。若し船客を逃走せしめたる時は船長は百弗以上一千弗以下の罰金を科し、若しくは一年以下の禁錮に處し又は禁錮と罰金とを併科す、但し船客が移民留置所に移されたる後逃走したる時は此限りに非らず（同條例第十二條）

第二款　檢　査

一　移民官は船中又は特定の場所に到着したる移民を檢問し且つ醫官をして健康診斷を爲さしめたる後差支なしと認むれば直ちに上陸を許可す（同第十六條）

二　移民官が移民の上陸許可に於て意見を異にする時は上陸許可に反對なる移民官は之れを特別檢査部の審問に付す（移民法第二十四條）

三　特別檢査員は三名の委員より成り移民局長大藏卿（商工務卿）の許可を經て移民官中より之れを選任す、但し場合に依り同一手續

により他一の合衆國官吏より撰補する事を得（同第二十五條）

四　檢査部の決議は多決とす、但し不服を有する他の一名は移民局長を經由して大藏卿（商工務卿）に訴願を提起する事を得（同條）

第三款　移民の上告

一　移民が上陸を拒絶せられたる時は直ちに商工務卿に訴願を提起する事を得、但し移民法第十九條の規定に依り急速に其手續を履行すべし（移民條例第八條）

二　訴願を提起したる時は移民は其事件に關する記錄及び關係書類に自己の意見を附記し三十六時間以内に移民局長に之を提出すべし、但し檢査部に於て否定したる證據は再び之を受理する事を得ず（同第九條）

三　辯護士其他拒絶せられたる外國人の利益の爲め斡旋の勞を執る者は各事件に付十弗以上の手數料を徵收する事を得ず、其規定以上の手數料を徵收する塲合には委員を經由して之を支拂ふ（同第十一條）

四　外國人の抑留に先ち手數料を徵收したる者は其外國人の親族朋友より前記の制限を越へたる手數又は其他の費用の償還を請求し若しくは之を受取りたる時は合衆國の移民基地に於て再び同一の事業を爲す事を得ず其手數料の支拂ひを求むる爲めに外國人の所有物品其他の財産を差押へたる者亦同じ（同條）

註　此二の規定は能く〳〵注意すべし船客が上陸を欲する弱點に附け入りて所謂通辯又は周旋人と稱する惡漢上陸に盡力すべき口實を以て不當の周旋料を强徵する事例之無しとせず故に船客の朋友又は親族の者は此二規定を了解して彼等の不正手段を防

ぐ事必要なり、

第四節　假上陸

一　乘船の際健康の狀態に在りたる外國人にして航海中疾病に罹りたる者は假上陸を許し船主の費用を以て陸上の病院に於て看護を受くる事を得（同第十六條）

二　外國人が其家族を供へ又は家族の一員として來りたる場合に送還の爲めに家族の分離を來す時に限り保證金を積みて假上陸を許す、但し其保證金の額は入國許否の決定ある迄其外國人の生活を維持する額を以て限度とす（同第二十條）

第五節　送還

一　入國禁止の條項に該當する者は送還せらる（移民法第二條前揭）

二　大藏卿（商工務卿）より移民法に背きて米國に在る者と認めら

れ且つ上陸後三年以上を經過せざる者は同じく送還せらる（移民法第二十條）

三　適法に上陸を爲したる後一年以內に於て公費の救助を煩はすに至りたる者は永久に救助を要する者と認め送還す（條例第十七條）

四　合衆國の移民上陸港を經て移民の送還を爲す場合に滊船會社は其上陸港に至る陸上の送還費用の二分の一を負擔する事を要す（移民法第二十條同條例第二十二條）

第六節　移民法及移民條例違反の制裁

一　船長又は船主にして移民法又は移民條例に依り適法に入國するを得ざる者を輸入し又は輸入せむとしたる時は一件に付一千弗の罰金を科し又は三ヶ月以內の禁錮に處し若しくは兩者を併科す（移民法第八條）

二　醜業を營ましむる目的を以て婦女を米國に輸入し又は其輸入を企てたる者は一年以上五年以内の禁錮に處し五千弗以下の罰金を附加す（同第三條）

三　契約移民の輸入に參加したる者は一件に付一千弗以上の罰金を科す廣告の方法に於て米國移民を奬勵したる者亦同じ（同第五條及六條）

四　濫船會社にして移民の送還を命せられたる場合に之に應せざる時は一件に付三百弗以上の罰金を科し且つ船舶の出港を差止む

五　船主又は運轉士にして移民官の指定したる時及び場所以外に於て船客を上陸せしめたる者は輕罪を以て論じ百弗以上千弗以下の罰金を科し又は一年以内の禁錮に處し若くは罰金と禁錮とを併科す（同第十八條）

罰則は猶之れに止まらずと知るべし。

PHONE IND. 5561

Z. SAKAI CO.

GROCERY

AND

GENERAL MARCHANDISE

707 MAIN ST.,

Seattle, Wash.

Fuji & Company

655 Main Street

Telephone Ind 5753

Seattle, Wash.

品質精選

廉價販賣

和洋雜貨

シヤトル市メーン街六五五

富士商會

電話インテ五一五

民部照造

シヤトル市メーン街七〇七

日米雜貨及食料品

酒井商店

（電話インテ五五六一）

SEATTLE
SEATTLE WASH

附錄第壹

現行日米條約

（通商航海條約）

明治二十八年二月二十八日批准、同年三月二十一日ワシントンに於て交換、同年同月二十四日公布。

日本皇帝陛下及び亞米利加合衆國大統領は兩國民の交際を擴張增長し以て幸に兩國間に存在する所の厚誼を維持せんことを欲し而してこの目的を達せんには從來兩國間に存在する所の條約を改正するに加かざるを確信し公正の主義と相互の利益を基礎として其改正を完了する事に決定し之れが爲めに日本國皇帝陛下は米國駐劄特命全權公使從四位勳四等栗野愼一郎を亞米利加合衆國大統領

は合衆國々務大臣ウォルター、キュー、グレンシャウを各々全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其委任狀を示し其良好妥當なるを認め以て左の條約を協議決定せり。

第一條

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土内何の所に到り旅行し或は住居するも隨意たるべく而して其身體及び財産に對しては完全なる保護を受くべし、該臣民或は人民は其權利を伸張し及び防護せむが爲め自由に裁判所に出訴する事を得べし又該裁判所に於て其權利を伸張し防護するに付き内國民或は人民と同樣に代言人、辯護人及び代人を撰擇し且つ使用する事を得べし而して右の外司法取扱に關する各般の事項に關して兩國民或は人民の享有する總ての權利及び特典を享有すべし

居住權旅行券及び各種動産の所有遺囑又は其他の方法に依る所の動産の相續並に合法に得る所の各種財産を如何に處分する事に關し兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土内に在りて内國若しくは最惠國の臣民或は人民と同樣の特典自由及び權利を享有し且つ此等の事項に關しては内國若しくは最惠國の臣民或は人民に比して多額の稅金若しくは賦課金を徵收せらるゝ事なかるべし、兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土内に於て良心に關し完全なる自由及び法律勅令及び規則に從つて公私の禮拜を行ふの權利並に宗教上の習慣に從ひ埋葬の爲め設置保存せらるゝ所の適當便宜の地に自國人を埋葬するの權利を享くべし、

何等の名義を以てするも該臣民或は人民をして内國若くは最惠國の臣民或は人民の納むる所若くは將來納むべき所に異なるか又は之れ

より多額の取立金若しくは租稅を納めしむるを得ず

兩締盟國の一方の臣民或は人民にして他の一方の領土內に住する者は陸軍、海軍、護國軍、民兵等に論なく總て強迫兵役を免がれ又一切の强募及び軍事上の賦欵或は捐資を免がるべし。

第二條

兩締盟國の間には互に通商及航海の自由あるべし

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土內何れの所に於ても總ての正業に屬する各種の生產物製造品及び貨物の卸賣若くは小賣營業に從事することを得べし、右營業に從事するに於て自身に之を爲し或は代理人を以てし又は一人にて之を爲し或は外國人若しくは內國臣民或は人民と組合を結びて之れをなすも隨意たるべし。

又必要なる家屋、製造所、倉庫、店舖及び附屬構造物を所有し又は之を借受け又は使用し且つ住居及び商業の爲めに土地を借受くるを得、但し內國臣民或は人民と同樣其國の法律警察規則を遵守するを要す、

該臣民或は人民は他の一方の領土內の各地諸港及び諸河にして外國通商の爲め開かれ或は開かるべき場所へ船舶及び貨物を以て自由に到るを得且つ通商及び航海に關しては官吏、公吏、一私人或は會社若くは何等施設の名義を以てするか或は其利益の爲めに課せらるゝ所の稅金或は取立金は其性質若くは名義の如何を論せず內國臣民或は人民若くは最惠國臣民或は人民の拂ふ所に異なるか或は之より多額のものを拂ふ事なく內國臣民或は人民若くは最惠國臣民或は人民と同一の取扱を受くべきものとす、

但し本條及び前條の規定は兩締盟國の各方の規定に於て商業勞働者

の移住、警察公安に關し現に行はれ又は將來制定せらるべき法律勅令規則には何等の影響を及ぼす事なし。

第　三　條

兩締盟國の一方の臣民或は人民が他の一方の領土内に於て住居商業の爲めに供する家宅、製造所、店舗及び之れに屬する總ての構造物は侵すべからず。

右家宅等へは猥りに侵入捜索すべからず又帳簿書類或は簿記帳を檢査點閲すべからず但し内國臣民或は人民に對し法律勅令規則を以て制定せる條件及び定式に據る時は此限りにあらず。

第　四　條

合衆國領土に於て生産若しくは製造に係る物品は何れの地より日本皇帝陛下の領土内に輸入し又日本國皇帝陛下の領土内の生産或は製造に係る物品は何れの地より合衆國の領土内に輸入するにも總て別國の生産或は製造に係る同種の物品に課する所の稅金に異なるか或は之れより多額の稅を課せらるゝ事なかるべし、又締盟國の一方の領土内へ別國の生産或は製造に係る物品の輸入を禁止するにあらざれば他の一方の生産或は製造に係る同種の物品を何れの地より輸入する事をも禁止する事なかるべし。

但し此末段の取極は人畜或は農業に有要なる植物の安全を保護するに必要なる衛生及び其他の禁止には適用すべからざるものとす。

第　五　條

兩締盟國の一方の領土内より他の一方の領土内へ輸出する一切の物品へは他の各外國へ輸出する同種物品に對し賦稅し若しくは賦課すべき所に異なるか或は之れより多額の稅金又は雜費を賦課すること

なかるべし、又兩締盟國の一方の領土內に於て他の各外國に向ひ物品の輸出を禁止するにあらざれば他の一方の領土內へ同種の物品を輸出することをも禁止さるべし。

第六條

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土內に在りて總ての內地通關稅は免除せらるべく又倉入、奬勵金、便益及び稅金拂戻等の事項に就ては全く內國臣民又は人民と均等の取扱ひを享く可し、

第七條

日本國皇帝陛下の領土內の諸港へ日本國の船舶を以て適法に輸入し若くは輸入せらるべき物品は又合衆國の船舶を以て同樣に之れを右諸港に輸入することを得此場合に於ては日本國船舶が右樣の物品を輸入する時課す可き稅金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に

別種或は多額の稅金雜費等を課せざるべし、又合衆國領土內の諸港へ合衆國の船舶を以て適法に輸入し若くは輸入せらるべき物品は又日本の船舶を以て同樣に之れを右諸港へ輸入する時課すべき稅金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に別種或は多額の稅金雜費等を課せざるべし、右相互對等の取扱ひは右物品の直ちに原產地より到ると其他の場所より到るとを問はず必ず之を施すものとす、

輸出に關しても前項の場合と同樣全く均等の取扱を施すべし故に兩締盟國の一方より適法に輸出し若くは輸出せらるべき物品は其輸出の日本國船舶に依ると合衆國船舶に依るとに係らず又其仕向先の締盟國の一港たると第三國の一港たるとを問はず締盟國の領土內に於ては之れを課するに同一の輸出稅を以てし又之に許すに同一の奬勵

金並に稅金拂戻の事を以てすべし。

第八條

政府、官吏、公吏一私人、會社若くは何等施設の名義を以てするか又は利益の爲めに課せらるゝ所の噸稅、港稅、水先案內料、燈臺料、檢疫費其他之れと同種の稅金は其性質並に名義の如何に係らず同一の條件を以て內國船舶一般若くは最惠國船舶に課するものに非ざれば兩締盟國の一方は其領土の港に於て之れを他の一方の船舶に課せざるべし此くの如き均等の取扱ひは兩國の船舶か何れの地或は港より來り又何れの處に行くものたりとも相互同一たるべきものとす。

第九條

兩締盟國の一方の領土內の海港、海灣、船渠、川河或は其他の碇泊處に於て船舶の繫留又は貨物の船積卸に關する一切の事項に就ては內國船舶に許與せざる特典は等しく他の一方の締盟國の船舶にも許與せざるべし但し本件に關しても亦兩締盟國の目的は兩國の船舶に對して互に全く均等の取扱ひを施すにあるものとす。

第十條

締盟國の沿岸貿易は本條約に於て規定するの限りにあらず各其法律勅令及規則に從ひ之を規定すべきものとす然れども日本皇帝陛下の領土內に於ける合衆國人民又は合衆國の領土內に於ける日本國臣民は此の事項に關しては各法律勅令規則を以て他の外國臣民若くは人民に許與し若くは許與せらるべき諸權利を享有するものとす、合衆國領土內の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる日本國船及び日本國皇帝陛下の領土內の二個以上の港へ仕向けたる

荷物を外國に於て積載したる合衆國船舶は外國貿易を許されたる仕向港の一に於て其積荷の一部を陸揚し而して其最初に積載したる荷物の剩餘を陸揚したるが爲め他の一港若くは數港へ進航する事を得べし、但し兩國の法律及び稅關規則に從ふものとす、

但し日本國政府は本條約の期限間是迄の通り合衆國船舶が帝國の現開港場間に積荷を運搬する事を承諾す尤も大阪、新潟、吳港は此限りに非ず、

第十一條

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして暴風又は其他の危難に遭遇し避難のために止むを得ず他の一方の開港に進入するものは內國船舶の拂ふ可き稅金の外何等の稅金を拂ふ事なく其港に於て更に艤裝をなし一切の需要品を求め再び航行するを得べし但し商船の船長にして其費を支辨する爲め積載の一部を賣却するを要する場合には該船長は其の寄港地の規則及び稅目を遵守すべきものとす、

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして他の一方の沿岸に於て淺瀨に乘り上げ船は難破したるときは地方官より其事件の生じたる地方に在る處の總領事、領事、副領事又は代辨領事へ通知すべし、但し若し其地方に領事館の駐在せざる時は最近の總領事、領事、副領事等は代辨領事へ通知すべし、

日本國皇帝陛下の領海にて難破し若くは海岸に乘り上げたる日本船舶に關する一切の救助處分は合衆國の法律に從つて之れを爲すべし右難破若くは乘り上げたる船舶並びに器具及び其他一切の附屬品及び該船舶より救ひ上げたる貨物並びに商品及び右等の諸物件にして海中に投棄せられたる物品は之れを賣却したる時は其收得金並びに

該遭難船内に發見せられたる一切の書類は右船舶持主又は代理人より要求する時は直ちに引渡すべし右持主或は代理人の現場に在らざる時は内國法律に定めたる期限内に該當總領事、領事、副領事或は代辨領事より請求すれば之れを引渡すべし而して右領事館、持主或は内國船舶難破の場合に於て拂ふべき所の物品保存費並びに難破救助費及び其他の費用のみを拂ふべきものとす、難破船より救ひ上げたる貨物及び商品は消費の爲めに通關手續をなすものにあらざれば一切の關稅を免除すべし、

但し消費の爲めに賣捌く場合には普通の關稅を納むるを要するものとす兩締盟國の一方の臣民或は人民に屬する船舶にして他の一方の領土内にて淺瀨に乘上げ或は難破したる時其持主船長若くは持主代理人不在の場合には該當總領事、領事、副領事若くは代辨領事は其

自國の臣民或は人民に必要の補助を與ふる爲め職權上の助力をなすを許さるべきものとす此規定は持主船長若くは他の代理人現に其場に在る時と雖も右樣の補助を與ふるを請求する場合にも亦適用すべきものとす。

第十二條

本條に於ては日本國の國法に從ひ日本國船舶と見做さるべき一切の船舶は之を日本國船舶と認め又合衆國の國法に從ひ合衆國船舶と見做さる可き船舶は之を合衆國船舶と見做す。

第十三條

兩締盟國の一方の領土内に駐在する他の一方の總領事、領事、副領事及び代辨領事は自國脫船人を取戻すため法律の許す所の補助は地方官より受く可きものとす但し海員が其各自の所屬國に於て脫船し

たる時は此規定を適用せざるものと知るべし。

第十四條

兩締盟國は其一方の通商及び航海を他の一方に於て總ての最惠國の基礎に基く主意を有するに依り通商及び航海に關する一切の事項に關し其一方より別國の政府、船舶、臣民或は人民に現に許與し或は將來許與すべき一切の特典殊遇若くは免除は他の一方の政府、船舶、臣民或は人民にも若し別國へ無報酬にて許與したる時は其れと均一の條件を降して之を許與することを兩締盟國に於て約束す。

第十五條

兩締盟國の一方は他の一方の海港、都府及び其他の場所に總領事、領事、副領事、領事代理、代辨領事を置くことを得べし、但し領事館の駐在を認許するに便宜ならざる場所は此限りに非す、

然れ共右の制限は他の諸外國に對し之を適用するにあらざれば一方の締盟國に若し之を適用するを得ざるものとす總領事、領事、代理領事及び代辨領事は一切の職務を執行する事を得且つ其在留地に於て最惠國の領事官に現に許與し或は將來許與せらるべき一切の特典、特權及び免除は總て之を享有すべきものとす。

第十六條

兩締盟國の一方の國民或は臣民は他の一方の領土内に於て法律に定むる所の手續を履行する時は專賣特許及び商標意匠に關し内國臣民或は同樣の保護を受くべし。

第十七條

兩締盟國は左の取極めに同意す、

日本國に在る各外國人居留地は全く其所在の日本國市區に編入し爾

後日本國地方組織の一部となるべし、然る上は日本國當該官吏は之に關して其地方施政上の責任義務を悉皆負擔すべし又之れと同時に右外國人居留地に屬する共有資金若くは財產ある時は之を右日本官吏に引渡すべきものとす、

最も前部外人居留地を日本市區に編入の場合には該居留地內にて現に因て以て財產を所持する所の永代借地券は有効のものと確認せらるべし而して右財產に對しては右借地券に載せたる條件の外は何等の條件をも附せざるべし、但し借地券中に領事官とあるは總て日本國該當官吏を以て之れに代ゆべきものと知るべし、

外國人居留地公共の目的の爲めに無宿料にて既に貸與したる各地は永代に保存せらるべし且つ該地所にして最初貸與したる時の目的に使用せらるゝ限りは總ての租稅及び收金を免ずべし、但し土地收用權には從ふべきものとす。

第十八條

本條約は其實施の日より兩締盟國に現存する嘉永七年三月即ち千八百五十四年三月三十一日締結の和親條約、安政五年六月十九日、千八百五十八年七月二十九日締結の修好通商條約、慶應二年五月十三日即ち千八百六十六年六月二十五日締結の約書及び之れに附屬する一切の諸約定に代はるべきものとす而して該條約及び諸條約定は右期日より總て無効に歸し隨つて合衆國が日本帝國に於て執行したる裁判權及び該權に屬し又は其の一部として合衆國人民が享有せし所の特典、特權及び免除は本條約實施の日より別に通知をなさず全然消滅に歸したるものとす、

而して之等の裁判管轄權は本條約實施後に於ては日本帝國裁判處に

於て之を執行すべし。

第十九條

本條約は明治二十二年七月十七日より實施せらる可きものとす而して其日より十二個年効力を有するものとす兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せむと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし而して此の通知をなしたる後十二個月を經過したる時は本條約は消滅に歸すべきものとす（合衆國の提議により帝國の同意あり『本條約兩締盟國の一方は』の下にありし『本條約實施の日より十個年を經過したる後は』の二十一字を削り『其後の』三字を挿入するとゝなりたるを以て今其趣意に從ひ之を改む。

第二十條

本條約は兩締盟國に於て之れを批准し其批准は本條約調印後六個月

以内に可成速かに東京又は華盛頓に於て交換すべし右證據として各全權委員は之に記名調印するものなり。

明治二十七年十一月二十二日華盛頓にて本書二通を作る

栗野慎一郎 ㊞

ウォルター、キユグレシアム ㊞

合衆國關稅稅率

合衆國の關稅々率通常日本より米國に輸入する物品に付き之を從價稅と從量稅との二に大別すれば左の如し、

一、從價稅率	

品名	稅率
青銅花瓶	割分四五
○金屬製品	
白銅細工	四五
青銅鑄物	四五
○鐵物類	
銀器	四五
石綿	二五
メタル	四五
紫水晶	一〇
金槌	三五
亞爾加里類	二五
鐵腕輪	四五
セメント	二〇
貴金屬腕輪	六〇
○織物類	
小刀	四五
日本絨壇	五〇
刀齒	三五
日本黃麻敷物	二割乃至四割五分
眞鍮製品	一割乃至六割
毛繻子	六〇
銅製品	五四
毛布	六〇
莫大小	三〇
○涎掛類	
支那襦子	五〇
木綿エープロン涎掛刺繍品	六〇
○絹及絹糸	
生糸	二五
無稅	
同レース	六〇
繭	一〇
同上	
絹製涎掛	六〇
絹製品	二五
麻製涎掛	五〇
絹リボン	二〇
○窓掛及屏風類	
甲冑	四五
木綿屏風	五〇
武器	二五
木綿壁掛	四五
○扇子及洋傘	
木綿窓掛	五〇
挪子葉扇子	五〇
竹屏風	三五
絹團扇	五〇

品名	稅率
○漆器土器及陶器	
○甑具類	
漆器	三五
碁盤及碁石	五〇
土器類	三、五乃至六、〇
將碁及駒	五〇
德利	五五
支那賭博具	二、〇乃至三、五
七寶燒	四〇
花札	四五
陶器瓶	五、五乃至六、〇
笛	四五
陶燭臺	五五
ヒチリキ	急須 六〇
紙風	○小間物類
甑具傘	齒磨粉 五〇
同提灯	化粧品 三、〇乃至五、〇
甑具扇子	カモジ 無稅
人形	○竹細工品
竹實	六〇
籠	五〇
竹	三五
造花	杖 四〇
洋燈・笠	三五
支那竹杖	無稅
刺繍品	六〇
○諸細工品	
木箱	四五
眞田紐	一、五乃至六、〇
支那楊枝	三五
麥稈眞田	五〇
籐椅子	三五
麥稈帽子	四〇
支那靴	三五
○皮革類	二五
象牙細工	三五
皮紐	二、〇乃至五、〇
繪掛物	二、五乃至六、〇
水牛皮	二〇
鳥籠	一五

二、從量稅

皮帶	二〇		ペーパーナプキン	二五	
鳥毛	五〇		櫻半紙	一五	
人造皮	一五		狀袋	二、五乃至三、五	
人造羽毛	五〇		繪端書	二五	
盆		三、五乃至六、〇	古郵便切手		無稅
提籠及行李		一、五乃至六、〇	書狀用紙	二五	
○書籍及文房具			帳簿		
洋書及洋文字入	二〇		○花卉類		
日本字ノミ	無稅		仙人掌	二	
日本紙	三五		水仙	二	
菊	二五		○鑵詰及乾物		
躑躅	二五		魚類鑵詰	三〇	
秋海棠	二五		乾瓢	四〇	
菖蒲	一〇		線香	二五	
茶		二、〇乃至五、〇	菓子類		二五
日本樟腦	二五		精製ニカワ	四〇	
鐵道枕木	二〇		漆	四〇	
磁石		三、五乃至四、五	昆布	一〇	
醬油	四〇		萬壽製品	五〇	
味噌	四〇				

品名	率稅	金額
○鑛物類	重量單位	弗、十仙、厘、毛、
明礬	斤	五、乃至二五〇
無煙炭	噸	六七〇〇
石炭		六七〇〇
安質母尼		七五
硫黃		無稅
同精製品		八〇〇〇
琥珀		無稅
同精製品		六〇〇〇
○織物及敷物類		
花ゴザヤード		三〇〇

合衆國關稅稅率

アルパカ	斤	一二乃至三六
羊毛織物	斤	六〇〇〇
○油類及液體		
茜		一五乃至三〇
芳香劑		二二五〇〇
精製樟腦油	斤	六〇〇
日本鯡油	瓦	八〇〇
阿片溶液	オンス	四〇〇〇〇
ピーナッツ油		無稅
○酒稅		
アルコホール		二二五〇〇
同燃料		一〇〇

同(果實ヨリ製出)		二〇七〇〇	〇
日本清酒		二五〇乃至三二五〇〇	〇
ブランデイ	瓦		〇
○金屬製品			〇
銅針金	斤	一〇〇	〇
○穀物及穀粉			〇
ソバ	ブッシェル	一五〇〇	〇
日本米	斤	一二五	〇
落花生			〇
(穀ノアルモノ)同		一〇〇	
(穀ノナキモノ)同		五〇	
米粉	同	二五	

○龍眼肉	同	二〇〇
○ニカワ	同	二五〇
○干温蝕	同	五〇
○疳癪玉	同	八〇〇
○素麺	同	一五〇
○人造皮	同	一五〇
○ボンボン菓子	同	八〇〇
○鹽魚	同	七五

米國郵便條例の梗概

米國郵便條令の梗概

△米國々内(ポートリコ、クアム、布哇、フィリッピンを含む)の郵便物を分ちて四種とす、

△第一種郵便物‖手紙、葉書、其他一切密封したる郵便物を含む、一オンス二仙の割

△第二種郵便物‖新聞、雜誌、其他定期刊行物、諸團體の報告、印刷物に限る、等凡て密封せざる物、四オンス一仙の割、但し出版人に對しては一封一仙の割

△第三種郵便物‖印刷に附したる書籍、小冊子、摺物、概文、原稿用紙、狀袋(名宛は印刷したるものに限る)等凡て密封せざるもの二オンス一仙の割

△第四種郵便物‖以上三種に含有せざるもの例へば商品の標本、貨幣等、一オンス一仙の割、種物、樹根等一オンス二仙の割、其他グラス、砂糖、針、釘、ピンの類は他の郵便物を害せざる樣箱或は袋にて封ずるを要す、可燃性又は爆發物の如きは一切取扱はず。

△書留郵便物‖は郵便の外に八仙を拂ひ郵便局にて書留となすなり、稱してレジスター(Register)と云ふ。

△書留郵便物‖の紛失したる時は一個に付二十五弗以內の損害を賠償す。

△郵便爲替‖は一口百弗を限る

金額	內地	日本
百、十、弗、十、仙、	十、仙	十、仙
二五〇以下	三	
二五〇以上	五	
五〇〇迄		
五〇〇以上	八	
一〇〇〇迄		
一〇〇〇以上	八	
二〇〇〇迄	一〇	一〇
二〇〇〇以上	一〇	
三〇〇〇迄	一二	一五
三〇〇〇以上	一五	
四〇〇〇迄	一五	二〇
四〇〇〇以上	一八	
五〇〇〇迄	一八	二五
五〇〇〇以上	二〇	
六〇〇〇迄	二〇	三〇
六〇〇〇以上	二五	
七五〇〇〇迄	二五	三五
七五〇〇〇以上	三〇	
八〇〇〇〇迄	三〇	四〇
八〇〇〇〇以上		
九〇〇〇迄	四五	
九〇〇〇以上		
一〇〇〇〇迄	五〇	

日米間小包郵便取扱規則摘要

（明治三十七年八月ヨリ實施）

一、小包郵便物の差出人は特に備ふる式紙を以て稅關告知書を作成し之に名宛地名小包郵便の形狀、封入品及び價格の精確なる表示、差出日附、差出人の署名及び宿所を記載すべし此宿所は名宛地に至る迄小包郵便物に添附するを要す、

一、書留小包郵便物の名宛人は名宛局より該郵便局到着の通知を受くべし、小包郵便物は別に何等の郵便料を課する事なく名宛局より名宛人に配達せらるべし然れ共適法に課せらるべき關稅は名宛局の關稅法規に從がひ配達の際徵收せらるべし、且つ名宛國、重量の如何に係らず小包郵便物一個毎に其內地遞送及び配達のため

合衆國に於ては、五仙、日本に於ては十錢を超過せざる料金を名宛人より徵收するの自由を有す、

△價格、五十弗以下及び之れと等しき外國貨幣の換算價格の物品、

△重量、四ポンド六オンス（我五百二十匁）を限りとす、

△長さ、三呎五吋（我二尺八寸）を最長とす、

△丈け、面積及び周圍の長さを計りて其丈け延長したるものを最大限とす、

△包束、稅關吏が檢査に臨みて何時も差支へなき樣にすべし、

△運賃、一ポンドに米貨十二仙、

△課稅、輸入稅は課せらるゝも輸出稅を課せらるゝことなし、

△取扱所、到る所の郵便局にて之を取扱ふ、

△禁制品、左に記載せる何れを問はず其一項に觸るゝものは之れを

禁制品として小包郵便局は取扱を爲さず、

一　版權法に觸るゝもの、

二　毒藥、爆發物、脂肪質、流動體及び之れに變化し易きもの、

三　蒸菓類若くは軟弱取扱に不便のもの例之糊類等、

四　原形を變じ易き菓物及び惡臭を發つもの、若くは恐れあるもの、

五　富籤及び之れに關する廣告引札の類、

六　風俗を害するものは繪畫、彫刻其他凡ての物品を含有す、

七　他の郵便物を破壞し若くは取扱者に對して危險を及ぼすべき恐ある物、

八　生死を問はず動物（但し能く乾燥したる昆虫、爬虫、は此限りに非らず）

大略右の如しと雖も其郵便物にして規定以外と思意す時は郵便局に至りて能く其事實を說明して其物品を示し決して曖昧なる行爲あるべからず、又受取人無くして返送する塲合には普通郵便と異り其遞送料は二重に徵收せらるべきものとす。

日米間ウェルス、ファーゴー通運會社小包遞送規定

ウェル、ファーゴー通商會社にて日米間小包遞送を開始せしは明治三十七年（一九〇四年）八月一日にして會社にては橫濱、神戸、長崎の三要港に代理人を派し一切の事務を取扱はしめたり今其代理人の名を擧ぐれば

橫濱　ユー、ウェスタン

神戸　ジェー、エー、クリストマン
長崎　エス、ファーカー

の三人にして桑港には日本人の取扱ありしも今は會社直接に取扱ふ
小包遞送物は左の規定に從ひて之を取扱ふ、
△一物品にして五十弗以上の價格ある時は一々別紙に其價格を記明
すべし、故に寶石、眞珠類等若くは其細工物品等に對しては特に
詳細なる價格を附すべし
△容積重量の算定法は之を二種に分ち、一部の物品に對しては容積
五フート、重量百ポンドを最大限とし、或る一部の物品に對して
は容積一フィート立方、重量二十ポンドを限りとす、而して夫れ
以上の物品を遞送せんとする時は下に掲ぐる遞送料以外其比例を
以て增加せらるゝものとす、

△遞送費は橫濱、神戸、長崎の三港は同一の運賃なれども東京其他
の土地に在りては附近の代理店所在地より指定迄の汽車賃を特別
に徵收せらるゝものとす、今左に掲ぐる遞送費は以上三港及び東
京とす、

重量	橫濱、神戸、長崎	東京			
		弗、十、仙		弗、十、仙	
一ポンド	六〇	一〇〇	十五乃至十九	二七五	三〇〇
二ポンド	六五	一二五	二十乃至二十四	三五〇	三七五
三ポンド	一二五	一五〇	二十四乃至二十九	三七九	四〇〇
四ポンド	一五〇	一七〇	三十乃至三十四	三八五	四五〇
五乃至六	一七五	二〇〇	三十五乃至三十九	四二五	四七五
七乃至九	二〇〇	二二五	四十乃至四十四	四五〇	五〇〇
十乃至十四	二三五	二五〇	四十五乃至四十九	四七五	五五〇
			五十乃至五十四	四八五	五七五

五十五乃至五十九	五〇〇	六〇〇	八十乃至八十四	六〇〇	八〇〇
六十乃至六十四	五一五	六五〇	八十五乃至八十九	六一五	八三五
六十五乃至六十九	五五〇	六七五	九十乃至九十四	六二五	八五〇
七十乃至七十四	五七五	七〇〇	九十五乃至九十九	六四〇	八七五
七十五乃至七十九	五九〇	七五〇	百	六五〇	九〇〇

備考　百パウンドは我十二貫匁

日米間大北通運會社小荷物遞送料

日本各港と桑港間を往復する汽船便に由りて遞送せんとするにはウェルス、ファーゴー通運會社に托するを便とすと雖もシアトル航路に依るものは大北通運會社に托するを便なりとす其規定はウェルス、ファーゴー通運會社の規定と大同小異なり而して横濱、神戸、長崎までの賃金は左の如し

從量	賃金	弗、十、仙	弗、十、仙
一	一四〇	四十五	四五〇	八十	六〇〇
	六〇	十五	五〇	八十五	六一五
二	一五〇	五十	五〇〇	九十	六二五
	二〇〇	五十五	五一五	九十五	六四〇
三	二五〇	六十	五五〇	百	六五〇
	三〇〇	六十五	五七五		
四	三五〇	七十	六〇〇		
	四〇〇	七十五	六一五		
五	四五〇	八十	六二五		
	五〇〇	八十五	六四〇		
七	六五〇	九十	六五〇		
	七〇〇	九十五	六七五		

華州婚姻條令摘要

一、婚姻を爲さんとする男女は共に法廷に於て宣誓して婚姻許可證

を得るを要す、

一、最親從兄弟、姉妹との間に在つては、婚姻する事を得ず、

一、義父母の親戚に對しては、婚姻する事を得ず、

一、男は滿二十一歳、女は滿十八歳に至らざれば父母の同意なしに契約する事を得ず、

華州離婚條令摘要

一、何人と雖も一ヶ年以上當州内に居住するに非ざれば離婚の訴を提起する事を得ず、

一、夫婦の一方は左の場合に限り離婚の訴を提起する事を得、

一、配遇者が姦通を爲したる時、

一、夫が一年間放拋して顧みざる時、

一、欺瞞の手段に陷りたる場合、

一、飲酒の惡弊を矯正せざる者、

一、配遇者が重罪の刑に處せられたる時、

一、不治の精神病に罹りたる時、

一、其他判事に於て適當と斷定すべき行爲、

オレゴン州に在つては白人と黑人、インデアン及び支那人との結婚を許さず、又最親從兄弟姉妹との結婚もウォシントン州同樣禁止す、

同州離婚條例に於てウォシントン州と異なる點は

一、飲酒の惡弊を矯正せざる者に一年間の期限を附す、

一、配遇者より同居に堪へざる虐待、又は重大なる侮辱を受けたる時等にして他はウォシントン州と大同小異なり。

合衆國に於ける大祭日

一月一日　ニュー、イーアス、デイ、
New-Years Day.

二月十二日　第十五代大統領リンカン誕生日
Lincolon Birth Day.

二月廿二日　初代大統領ウォシントン誕生日
Washington Birth Day.

五月三十日　デコレーシァン、ディ
Decoration Day.

六月四日　インデペンデンス、デイ
Indeepndence Day.

九月一日　レーボァ、デイ
Laobrr Day.

十一月五日　（一九〇七年）ゼネラル、イレクシァン、ディ（選擧日）
Generale Election Day.

十一月某日　サンクスギヴィング、デイ（感謝祭）
Thanks giving Day.
毎年の例として第四木曜日を用ふ本年は二十六日に相當す、

十二月廿五日　クリスマス（耶蘇降誕祭）
Christmas.

附錄第一　終

合衆國に於ける大祭日

ESTABLISHED 1888
K. SHIBATA CO.
WHOLESALE AND RETAIL
AMERICAN AND JAPANESE
GENERAL MERCHANDSIE
217 5th Ave. So.
Seattle, Wash.

日米雜貨及男女
糧飾品
郵船會社用達
さがみや
柴田商店
南第五街貳一七
電話一六九

内外貨物運搬キアレーン及びハツク右迅速丁寧に御用に應ず
シヤトル市南第五街 百十六番
東洋運送社
電話インプ 一二八 郵函五一三

男女洋服店
シヤトル市メーン街五〇二
久間田洋服店
電話エル一六〇六

附錄第二

徵兵令に關する注意

第一節　徵兵猶豫に關する規定

一、米國（其他徵兵令第二十三條第二項に規定する國以外に在る者）に在る日本臣民は滿三十二歲まで徵兵猶豫を出願する事を得、

二、徵集猶豫を請はむとする者は所在帝國領事館より居住證明書を受取り其證明書を添へ本人より直接本籍地の市町村長に宛て徵集猶豫願を差出すべし、

三、前記の居住證明書は旅券の手數料として現金五十仙を添へ所在帝國領事館に其下附を出願すべし若し旅券を紛失したる時は領事の承認を經たる保證人の連署を以て願出づべし、

四、徴兵猶豫願書は毎年必ず一回宛滿三十二歳まで同一の手續を以て之を差出すべし、但し願書の差出期限は毎年一月一日より四月十五日までに本籍地の市町村長に到達する事を要す若し此期間に後れたるものは猶豫の特典を失ふ、

五、徴兵の義務ある者にして猶豫願を怠る場合は徴兵令第三十二條に依り兵役を忌避する者と見做され歸國したる場合に一ヶ月以上一ヶ年以内の禁錮に處せられ且つ三十圓以下の罰金を附加せらる、

六、米國に在りて徴兵猶豫を乞へる者にして滿三十二歳までに歸國する時は抽籤の法に依らずして徴集せらる、但し體格檢査合格の上とす、

七、米國に在りて徴兵を猶豫せらるゝ者にして滿三十二歳までに歸朝したる時は歸國の日より十四日以内に戸主より書面を以て本籍地の市町村長に其旨を届出べし若し此期間内に此手續を怠りたる時は徴兵令第三十條に依り三圓以上三十圓以下の罰金に處せらる、

八、徴兵猶豫中の者にして滿三十二歳に達したる時は國民兵役に編入せられ現役並に豫後備の兵役を免除せらる、

注意

徴兵猶豫願に關する手續變更し從來戸主より之れを差出すものなりしが明治四十一年度より領事證明書を添へ本人より直接市町村長にまで差出すべきことゝなれり、而して其樣式左の如し、

徴兵猶豫願

原籍地何府縣何郡何市町村何丁目何番地士族平民戸主（又は何男）

姓　名

年　月　日生

右私儀何國に在留中に付徴兵猶豫相成度別紙領事の證明書相添へ此段奉願候也

明治　年　月　日

右　姓　名　㊞

何々聯隊區徴兵官御中

第二節　在外國兵籍者に關する規定

一、米國に在る豫備役又は後備役又は補充役に屬する下士卒は勤務演習又は簡閲點呼の爲めに召集せらるゝ事なし

二、前記の下士卒にして外國に在る者召集の通知を受け若くは其他の手續に依りて召集の事實ありたる事を確知したる時は直ちに歸朝し本籍地到着後二十四時間内に市町村長を經て聯隊區司令官に届出づべし（以下戰時又は非常の場合に於ける召集を云ふ）

三、召集に應ずる者は令狀を以て最近の便船にて歸朝し直ちに其令狀及び軍隊手帳並に印形を携へ召集事務所に出願すべし、但し勳章を有する者は同時に之を佩用すべし　但し召集の通知を受けたる者にして令狀の交付を受くる爲めに到着を遲延する虞ある時は令狀を携ふるに及ばず、

四、召集に應ずる者にして指定の日時に先方に到着する事能はざる時は所在地の帝國領事に就き其通知を受けたる日時及び出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所に届出づべし若し正當の理由なくして此規定に違反する時は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處し五日以上十日以内の拘留に處す、

五、召集に應ずべき者にして召集令狀又は召集通知を受領したる際

負傷又は疾病の爲めに召集に應ずる能はざる時は令狀又は通知書受領後二十四時以內に聯隊區司令官に宛てたる醫師の診斷書に令狀若くは通知書を添へて之れを本籍市町村長に差出すべし、但し寄留又は旅行先より届出づる者は本籍市町村長に宛てゝ發送すべし、正當の理由なくして此規定に違反する者は前條と同一の處罰を受く、

六、令狀又は通知書を受領して未だ出發せざる內に負傷又は疾病に罹りたる者は直ちに前條の手續を爲すべし、

七、召集狀を受けたる者犯罪の爲め刑期服役中又は行衛不明の爲召集に應ずる能はざる時は令狀を受領したる者より受領後二十四時間以內に聯隊區司令官に宛てたる届書に日本官吏の證明書及び令狀を添へ之を本籍地の町村長に差出すべし、

八、召集に應じて出發の途上に在りて負傷又は疾病に罹り到着を延する虞ある時は直ちに醫師の診斷證書を添へ召集部長に届出で出發する事を得るに至りたる時は速かに到着の上召集事務所に届出づべし、

九、負傷疾病の外止むを得ざる事故により到着を遲延する虞ある時は滯在地の官吏より滯在日數の證明書を受け船長若くは驛長の證明書を添へ到着の上召集事務所に届出づべし、

十、正當の事由なくして前二條の規定に違反したる時は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せられ又は五日以上十日以內の拘留に處せらる、

十一、兵籍に在る者外國滯在中創傷又は疾病に因り永久服役に堪えずと思推する時は地方醫師の診斷證書を添へ公吏若くは領事の證

明を經て聯隊區司令官に届出づべし此場合には豫後備充役其他の兵役を免せらるゝ事あるべし

十二、外國滯在中戸籍に異動を生じたる時は十四日以内に町村長を經て聯隊區司令官に届出づべし、

十三、在留軍人にして重罪輕罪（罰金を除く）の刑に處せられたる時は刑名及び刑期を記し聯隊司令官に届出づべし、

十四、在留の下士卒上等兵にして禁錮の刑に處せられたる者は其兵科の一等卒に降等せらる看護長、看護手、計手は前兵科の一等卒に降下す、

十五、前四條の規定に違反したる者ば金五十錢以上一圓九十五錢以下の罰金を科す、

領事館諸願届書式

領事館に差出す願書及届書に付注意すべき要件左の如し。

一、郵便に依る諸證明願は、返信用郵便切手を封入すべきこと、

一、諸證明願には必ず其證明を要するに至りし事由を簡單に願書中に記入すべきこと、

一、願若くは届の爲め領事館に出願する者は皆旅券を携帶すべきこと、而して旅券面に『所持人若しくは所持人自署』と記せる下には必ず本人の署名あるべきものなり、之を缺くものは速かに記入すべし、

一、出生又は死亡の如き、戸籍に關する諸べての届書には、固有の姓名又は地名を除くの外決して一、二、三、十の如き書體を用ふ可らず、必ず壹、貳、參、拾、の字を用ふべきこと、

一、諸願届書には、本人及び保證人は其姓名を必ず自ら記入すべし、若し實印を所持せざる者は『實印無之に付拇印す』と記入して拇印を爲すべきこと、而して其保證人となるべき人物の資格は、特に領事館に於て確實と信任し得らるゝ者を撰ぶべきこと、

一、諸證明手數料は左の如し、

一、居住證明　五十仙　一、營業證明　壹弗　一、旅券下附願　壹弗

一、旅券査證　五十仙　一、輸入證明願　五十仙

諸願届諸式

在留證明願（歸國ニ付）

原籍地何縣何市郡何町村何丁目何番地士族平民職業戸主（何男）

現住地北米合衆國何州何郡何市何街番職業

姓名

年月日生

明治年月日何縣廳

下附第何號旅券所持

右私儀今般歸國致候ニ付テハ再渡航出願ノ際必要有之候間肩書ノ地ニ在留罷在候義相違無之旨御證明被成下度旅券相添ヘ證人連署ヲ以テ此段奉願候也

明治　年　月　日

右

姓名㊞

保證人

姓名㊞

在シヤトル日本帝國領事田中都吉殿

在留證明願（呼寄ニ付）

原籍地何縣何市郡何町村何丁目何番地士族平民職業戸主（何男）

現住地北米合衆國何州何郡何市何街何番職業
姓　名
明治年月日何縣廳
下附第何號旅券所持
右私儀妻（又ハ子）某呼寄セ度候間肩書ノ地ニ在留罷在候者相違無之旨御證明被成下度旅券相添ヘ保證人連署ヲ以テ此段奉願候也
明治　年　月　日
右　姓　名　㊞
保證人
姓　名　㊞

在シヤトル日本帝國領事田中都吉殿

農業證明願

原籍地何縣何國郡何町村何丁目何字番地士族平民　職業戸主何男
現住地北米合衆國何州何郡何市何街何番
姓　名
年月日生

明治年月日何縣廳
下附第何號旅券所持
右私儀農業組合人トシテ親戚（親戚ニ限ル）何某呼寄セ度候間肩書ノ地ニ農業從事罷在候義相違無之旨御證明被成下度旅券及土地借入契約證書相添ヘ保證人連署ヲ以テ此段奉願候也
明治　年　月　日
右　姓　名　㊞
保證人
姓　名　㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

居住證明願（正副二通）

本籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業戸主（又は某何男）
現住地何國何郡何市町何街何番職業

諸願届諸式

明治何年何月何日
何縣廳下附旅券所持

某　誰
何年何月何日生

私儀徵兵猶豫願ノ爲メ必要有之候間肩書ノ地ニ居住罷在候義相違無之旨御證明被成下度旅券相添ヘ保證人連署ヲ以テ此段奉願候也

右

年　月　日

某　誰㊞

證人

某　誰㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

營業證明願（正副二通）

本籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業戸主（又は某何男）

現住地何國何州何郡何市郡何街何番職業

明治何年何月何日

某　誰
何年何月何日生

何縣廳下附旅券所持

私儀何々ノタメ何某呼寄セ度候間肩書ノ地ニ於テ何々業ニ從事罷在候義相違無之旨御證明被成下度旅券相添ヘ保證人連署ヲ以テ此段奉願候也

右

年　月　日

何　誰㊞

保證人

何　誰㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

輸入證明願

一、記號　一、數量
一、品名　一、番號
一、價格　一、造石稅（酒、醬油類）

右〇〇丸ヲ以テ明治何年何月何日何港出積明治何年何月何日當港ヘ

輸入候間御證明被成度依テ輸出證明及ビ當地稅關陸上許可書相添ヘ此段奉願候也

年　月　日　何國何州何市町何番何職業　右　何　誰㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

婚姻屆

本籍地何府縣何市郡何町村何丁目何大字何番地族籍職業戶主（又は某何男）

現住地何國何州何市郡何町村何丁目何大字何番地族籍職業戶主某何女又は姉妹

夫　姓　年　月　日生　名

右父　職業　姓　名

右母　姓　名

現住地何國何州何市町何街何番

妻　姓　名

右父　職業　姓　名

右母　姓　名

右婚姻致候間別紙同意書相添ヘ此段及御屆候也

年　月　日

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目何大字何番地　右　姓　名㊞

現住地何國何州何市町何街何番　右父　職業　姓　名

右母　姓　名

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目何大字何番地　保證人　何　姓　名㊞

現住地何國何州何市町何街何番　誰㊞

諸願屆諸式

保證人　何　誰㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

（注意）結婚者が家族なれば戸主の同意者を要す又男三十歳女二十五歳に達したるものならば同意書を要せず

離婚届

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業　夫　何之誰

年月日生

名

右父

年月日生

名

右母

名

妻

名

年月日生

名ガ複籍スベキ戸主兄

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業

姓　名

右父

姓　名

右母

姓　名

右明治何年何月何日婚姻致候處今般協議ノ上離婚致候間同意證書相添へ此段及御届候也

年　月　日

右

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業

姓　名

現住地何國何州何市郡何街何番

保證人

姓　名㊞

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業

請願届諸式

現住地何國何州何市郡何街何番

保證人
姓　名㊞

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

死亡届（正副二通）

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業
死亡者　姓　名

死亡ノ時　何年何月何日午前后何時
死亡ノ場所　何州何市郡何町村何番
右死亡候條別紙醫師ノ診斷書相添へ此段及御届候也

年　月　日

原籍地　何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地
姓　名
年月日生

現住地　何國何州何市郡何町村何番
右死亡者親戚又ハ友人　何　誰

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

出生届

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍
父　姓　名
母　姓　名
出生兒何男　名

右（出生兒の名）何年何月何日午前后第何時何州何市郡何街何番地ニ於テ出生候間此段及御届候也

現住地何國何州何市郡何街何番職業

諸願届諸式

年　月　日

在シアトル日本帝國領事田中都吉殿

姓　　名㊞
何年何月何日生

（注意）出生又は死亡届は其當日より十日以内に届書を領事館に差出すべきものなり若し事故ありて其期日を經過したるときは、左の書式により理由書を添附すべきこと、其届書と理由書は同一の日附たるべし。

届出遅延理由書

別紙某出生（若しくは死亡）届成規ノ通リ届出ヅベキノ處……ノ爲メ遅延致候也

年　月　日

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業

現住地何國何州何市郡何街何番

在シアトル日本帝國領事事田中都吉殿

旅券紛失届

姓　　名㊞
生年月日

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業戸主又は某何男女

姓　　名
年月日生

一、旅券　　壹通
一、下附年月日　　明治何年何月何日
一、番號　　第何號

私儀……ノ目的ヲ以テ北米合衆國（又ハ加奈太）ニ何々ノ爲メ前記日附（下附年月日及び旅券番號忘却の時は不明と記すべし）何府縣廳下

諸願届諸式

附ノ旅券所持致居候處明治何年何月何日何國何州何市郡何街何番ニ於テ盜難（又ハ火災）ニ罹リ紛失致候間此段御届候也

年　月　日

現住地何國何州何市郡何街何番職業

姓　名　㊞

保證人

姓　名　㊞

在シアトル日本帝領事田中都吉殿

旅券紛失ニ付再下附願

原籍地何府縣何市郡何町村何丁目大字何番地族籍職業

姓　名

年　月　日生

私儀明治何年何月何日届出ノ通リ明治何年何月何日何府縣廳下附ノ旅券紛失致候ニ付再下附被成下度此段奉願候也

明治何年何月何日

現住地何國何州何市郡何街何番職業

右

姓　名　㊞

保證人

姓　名　㊞

在シアトル日本帝領事田中都吉殿

徵兵猶豫願

原籍地何府縣何郡何町村何丁目大字何番地平民士族戸主（又ハ何男）

姓　名

年　月　日生

右私儀何國ニ在留中ニ付徵兵猶豫相成度別紙領事ノ證明書相添ヘ此

諸願届諸式

段奉願候也

明治何年何月何日

一六〇

右　姓　名

〇〇聯隊區徵兵官御中

在米領事館位置、領事及管轄區域

紐育領事館　總領事　水野幸吉

管轄區域

ニユー、ヨーク、　New York.

ニユー、ヂャージ、　New Jursey.

メイン、　Maine.

ニユー、ハムプシャー　New Hampshire.

ヴァーモント、　Vermont.

マサチュー、セッツ、　Massachusetts.

ロード、アイランド、　Rhode Island.

コンネティ、カット、　Connecticut,

ペンシルヴェニア、　Pennsylvanir.

デラウェーア、　Delaware.

メリランド、　Maryland.

ヴァージニア、　Verginia.

ウエスト、ヴァージニア、　West Verginia

ノース、キャロライナ、　North Carolina.

サウス、キャロライナ、　South Carolino.

ジョージア、　Georgia.

在米領事館位置領事及管轄區域

フロリダ　Florida.

コロムビア　ディストリクト　Columbia Destrict.

シカゴ領事館　領事事務代理　松原一雄

管轄區域

イリノイ　Illinois.

インディアナ　Indiana.

ミシガン　Michigan.

ウィスコンシン　Wisconsin.

ミネソタ　Minnesota.

アイオーア　Iowa.

ミスーリ　Missouri.

ケンタッキ　Kentucky.

ノースダコタ　Nnrth Dakota

サウスダコタ　South Dakta.

ネブラスカ　Nebraska.

カンサス　Kansas.

オハイオ　Ohio.

アラバマ　Alabama

テネシー　Tennessee.

ミシシッピ　Mississippi.

アーカンソー　Arkansas.

ルイジアナ　Louisiana.

テクサス　Texas.

オクラホマ　Oklahoma.